

3月11日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

20名の議員より通告がありました。本日は5名の一般質問を行います。順次発言を許します。
まず、17番、和田里志議員の発言を許します。

○17番（和田里志君） 登壇

おはようございます。施政方針で、次なるステップへの新たな施策を打ち出す重要な年とみずから位置づけた笹山市政、平成27年第1回定例会を迎えました。今回もトップバッターで質問の許可をいただきました池島町の和田里志でございます。本日も朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。皆様方のパワーをいただきながら、元気よく質問してまいります。

さて、この道一筋、その職責を全うされ、今月をもって退職される皆様に心から敬意をささげ、ねぎらいたいと思います。これからも始良市発展のために、その経験と知識を生かし、ご指導くださるようお願いいたします。

きょうは3月11日、1万8,000人を超える死者、行方不明者を出した東日本大震災から丸4年、いまだに22万9,000人が県内外で避難生活を送り、半数以上の人たちがその復興が進んでいないと感じているという調査結果も公表されました。一刻も早い復興を願わずにはられません。

そしてまた、またしても痛ましい事件、川崎中一男子殺害事件が起きました。少年の発していたサインを知りながら、なぜ事件を防げなかったのか残念でなりません。下村文部科学大臣は、学校だけでなく、警察やPTA、ボランティア、家庭などが連携して、周りをもっと早く気がついてフォローアップしていたら、このような事件に至らずに済んだのではないかと、しっかり検証し、取り組む必要があると述べました。

20年ぐらい前と思いますが、荒れた重富中学校、荒れた帖佐中学校と言われた時代がありました。窓ガラスが割られたり、授業が妨害されたり、学校同士のいさかいがあったり、当時、たまたまPTAの役員だった私が、何か問題が発生するたび、学校に呼び出され、校長、教頭、担当の先生方が、教育委員会から報告を求められる姿を目の当たりにしました。事が起こってからそれらに対処しなければならないのは当然のことですが、私たちはそれぞれの立場で何ができるのか、何をしなければならないのかを考えました。いろんな意見があった中、おやじの会をつくり、見守りや日中の見回りなどを行いました。

忘れられないのは、規則を破り、無許可で学校周辺まで自転車で登校していた子どもたちを、保護者ともども指導したことであります。ある日、地域、警察とも連絡をとり、学校周辺に乗り捨てられたと思われる自転車全てを中庭に集めました。100台を超える自転車が集まり、そのうち盗難車と思われる引き取り手のないものが約3分の1、残りは保護者に一緒に来てもらい、それぞれの持ち主に返しました。公園や広場、スーパーなどでたむろしているグループを見つけると、周りの心配や忠告

をもよそに、まず話を聞き、指導をすることにしました。たばこを吸っている子どもを見つけると、容赦なく取り上げ、びんたしました。当時の子どもたちは、今でも交流があります。我が子はもちろんですが、人の子も同様に、見て見ぬふりをするのではなく、みんなで地域で一緒に育てられたらすばらしいと思います。理想論かもしれませんが、私たちがまずできることから実行することではないでしょうか。

それでは、通告しました内容について質問してまいります。

質問事項1、施政方針と新年度予算について。予算案について。

合併から5年が過ぎようとしている中、市政運営の基本方針として、次なるステップへの新たな施策を打ち出す重要な年と位置づけ、予算編成については、これまで以上のコスト意識のもと、社会経済情勢の変化に対応した真に必要と認められる行政需要に対応し、重点的かつ効率的な施策の展開に努めるべく、第5次実施計画に沿って進めたとしておられます。今回打ち出した新たな施策、特に重点を置く施策、これまで以上のコスト意識について、具体的に伺います。

質問事項2、各種条例・規則について。

各種条例・規則の改廃は、的確に行われているか。また、各事務は条例・規則に基づいて適正確実に処理されているか伺います。

質問事項3、観光振興とその施策について。

観光地を整備し付加価値を高めることによる交流人口の増加を図るとしているが、その具体策と将来を見据えた観光振興及びその施策について伺います。

以下は、一般質問席より行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は、20人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員の1問目の施政方針と新年度予算案についてのご質問にお答えいたします。

平成27年度予算は、施政方針において申し上げましたとおり、合併後5年間の総括に基づき策定しました第1次総合計画後期基本計画の初年度として、引き続き「県央のよさを生かした県内一暮らしやすいまちづくり」を進めることを基本に編成いたしました。

平成27年度の一般会計予算に計上しました新規事業や特徴的な事業のうち、主なものについて申し上げます。

まず、あいら斎場施設整備事業では、市民から改築要望の多かったあいら斎場の建てかえに着手し、平成27年度は施設の設計や造成工事などを行います。また、これに関連して、一般単独道路整備事業では、あいら斎場に通じる市道鍋倉・触田線の道路改良工事を行います。

社会資本整備総合交付金事業では、スマートインターチェンジ整備工事やあいら幼稚園前の市道に右折レーンをつくり、渋滞緩和を目指す木田橋の工事を行う岩原本通り線改良工事及び宇都トンネルを含む奥之宇都線改良工事などを進めてまいります。

校区コミュニティ協議会支援事業では、コミュニティ活動、市民活動の推進のために、小学校区ごとへの校区コミュニティ協議会の設置を推進し、その協議会の運営支援のためのコミュニティ支援員を配置するほか、協議会運営費を補助いたします。

常備消防施設整備事業では、今年度完成する新消防庁舎に付帯する訓練塔を整備して、市民の安全・

安心を確保するとともに、市民に開放された親しみのある防災拠点としての中核施設づくりを行います。

掛橋坂整備事業では、史跡を保存し、加治木の龍門司坂、始良の白銀坂とともに、始良三坂めぐりを観光商品とするために駐車場などの環境整備を行います。

始良市誕生5周年記念事業では、本年5月に市制施行5周年記念式典と記念講演会を開催し、市制5周年記念切手の発行や市のPRビデオの制作などを計画しております。

芸術文化振興事業では、本年開催される「第30回国民文化祭・かごしま2015」において、「歩き・み・ふれる歴史の道」、「郷土芸能の祭典」、「邦楽の祭典」の3つの本市主催事業を開催し、市民に文化芸術に触れ合う機会を提供するとともに、市外からの多くの参加者への「心のこもったおもてなし」を通じて、本市のPRに努めます。

地域子育て支援センター事業では、昨年、始良公民館内に開設した「あいら親子つどいの広場」に続き、さらなる子育て支援の環境拡充を図るため、加治木保健センター内に新たな施設を開設します。

震災対策農業水利施設整備事業では、農業水利施設のため池について、耐震点検、調査を実施するとともに、ハザードマップを作成します。

水産業振興推進事業では、漁業の活性化を図るため、種苗放流や漁礁設置などの漁場の整備、アサリやアオサノリ養殖など、水産資源の保護育成への取り組みを支援します。

都市公園整備事業では、須崎公共用地の一部に地域住民の憩いと交流の場を目的とする公園を整備します。

このほか、国県の施策と連携した事業はもとより、ソフト、ハードの両面において、市民の皆様の生活満足度を維持向上させるための事業を確実に実行するための予算編成を行いました。

次に、「これまで以上コスト意識を持つ」という点についてであります。国と地方自治体を取り巻く厳しい財政状況を背景に、これまでも職員に対して予算を作成し、事務事業を遂行するにあたっては、常に「費用対効果」を意識して、「最少の経費で最大の効果を上げる」ように指導してまいりました。平成27年度は市町村合併による財政優遇措置の一つである普通交付税の合併算定替の特例措置において、いよいよ段階的縮減期間となります。これに加えて、長引く不況による税収の伸び悩みや社会保障費の急速かつ大幅な伸びなどにより、さらに厳しい財政状況に陥ることが予想されることから、平成26年度を経営改革元年と位置づけ、無駄をなくし、効果的・効率的な市政運営をさらに進めることとしております。

このようなことから、全ての職員が今まで以上に強い「コスト意識」を持って業務にあたるよう方針を掲げたところであります。

次に、2問目の各種条例・規則についてのご質問にお答えいたします。

本市の条例・規則等の制定、改廃にあたりましては、文書取扱規程第28条及び法令審査委員会規程第2条の規定に基づき、当該例規案を適正に審査し協議した上で、条例にあつては、議会に提案しているところであります。

各種事務事業について、当該関係例規に基づき適切に処理しているものと認識しておりますが、今後ますます複雑・多様化する行政課題に対応した適切な政策の実行に資するため、条例等の的確な整備を行ってまいります。

次に、3問目の観光振興とその施策についてのご質問にお答えいたします。

観光は、21世紀のリーディング産業と言われ、さまざまな地場産業との連携により、地域経済に大

きな効果をもたらすことが期待されています。また、観光を振興することで、人、物、情報などの交流が活発化し、地域経済の活性化や地域の再発見につながることで市民生活にゆとりや豊かさも創出されると考えております。

持続可能な観光振興を図るためには、観光客を温かく迎えるホスピタリティの向上、日帰り通過型観光から宿泊滞在型観光への移行といった諸課題への積極的な取り組みと新たな観光の魅力づくりを進めることが求められております。

このようなことを踏まえ、昨年3月、始良市観光おもてなし計画を策定したところであり、本市の観光施策を総合的かつ計画的に推進するための指針としたところでございます。この計画は、計画期間を5年間としており、おもてなしの心あふれる“本物”が光るまちづくりを基本理念に掲げ、5年間で重点的に行う31事業を重点プロジェクトとして位置づけております。

したがって、国や県との連携のもと、平成27年度は掛橋坂の駐車場、トイレや、花園寺跡の庭園復元、重富海岸の駐車場などを整備し、付加価値を高めることにしたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○17番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入りますが、その前に事前に申し上げとけばよかったんですが、議長の許可をいただきまして、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例をとれると思いますので、ネットですぐとっていただきたいと思います。2問目の質問でちょっとお尋ねしますので、許可をいただきたいと思います。資料を。

○議長（湯之原一郎君） 資料を。

○17番（和田里志君） はい。ネットですぐひけると思いますので。

○議長（湯之原一郎君） すぐにとってほしいちゅうことですか。

○17番（和田里志君） いや、この間に、係のほうでひけないですか。阿久根市の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例ですけど。

○議長（湯之原一郎君） とれるそうですので、そのようにさせます。

○17番（和田里志君） よろしくお願ひします。

施政方針と新年度予算案についてお尋ねしましたが、答弁書を見る限り、聞く限り、まず、総合計画に基づいて、着実に行財政運営が予定されていること。そしてまた、本年度より段階的な縮減が予定される交付税など、厳しい財政状況にもかかわらず、基本計画で定めた数多くの事業、重要施策がくまなく盛り込まれ、市長が常日ごろから言われる、ぶれない、ずれない、偏らないという公平、公正な市政運営の方針がしっかりと形づくりがなされている様子がかうかがい知ることができるかと思ひます。非の打ちどころのない感さえいたします。

あえて言うならですが、市長みずから新たな施策を打ち出す重要な年とされたわけですが、独自の施策、市長がリーダーシップをとりながらぜひともやりたい、もう少し具体的に言うならば、これだ

けはどうしてもやるんだというような施策、精査すれば出てくるんでしょうけれども、公約で掲げた日本一暮らしやすいまちになるために、市長としてこれだけはどうしてもやるんだという意気込み、姿勢を再度伺います。

○市長(笹山義弘君) 私が初代市長を拝命いたしまして、やはり従来から申し上げておりますように、基礎の基礎をつくる大切な期間であったというふうに思いますが、そういう意味で、かねてから申し上げておりますように、市制をひいた以上は、市にふさわしいハード面含めてまちづくり、今、地域コミュニティ協議会の校区コミュニティ協議会のお願いもしてございますが、これはソフト事業として取り組んでいただくということをしてございますが、まちづくりはやはり30年計画ぐらいのスパンでやらないとできていけないということであろうと思います。

そういうことから、私に課せられた課題として、やはり始良市としてのその基礎の基礎をつくる、市にふさわしいまちとなっていく、そのまちづくりの方向性を含め、その基礎をつくるのが私の仕事であろうというふうに思いますので、そういう意味で、その取捨選択をしながら、その施策を進めていくという決意でございます。

○17番(和田里志君) 昨年は、経営改革初年度ということで位置づけて、今年度から減額される普通交付税への対応を契機に、合併効果を市政に反映させるため、平成27年以降の財政支出については、そのあり方について検討に入るとされました。

いろいろ費用対効果とか、これまで以上のコスト意識ということで表現されてますが、もう少し具体的にどのような検討をされたのか伺います。

○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

まず、平成26年度を経営改革元年と位置づけて、始良市としてはやっていくと。その1つの中には、平成27年度から今回の市長の答弁にもございますように、普通交付税等が上乗せ分に特例措置の関係が段階的縮減に入ると、そういった中で、1つの考え方の中では、まず、予算を中で、どうしても社会保障費のほうにそういったものが重点的にするものも含まれてくると。

今のこの中で、コスト意識というような考え方がございますけれども、まず、1つの中では、市民にいろいろな面で、そういう予算を効率的に使う考え方の中では取捨選択の中も必要だろうということで、今回の平成27年度の中でも3セットの中の最後の事業である火葬場の整備とか、それから国民文化祭の関係も含めて、花園寺跡庭園、松坂の整備事業、森山家の関係、そういったもろもろ。そしてまた、今までの懸案事項であった史跡公園の整備とか、そういったもろもろの中で重点施策という位置づけの中で今回の予算編成をしたところでございます。

以上でございます。

○17番(和田里志君) 我々議員は一般質問が最も華やかで意義のある発言の場と言われております。施政方針は市長にとって最も華やかで意義のある発言の場ではないかと思えます。

昨年の施政方針では、公的責任の倫理の基本を示す言葉として、古代ギリシャの名医、ヒポクラテスの誓いの中に表現されている、「知りながら害をなすな」を引用されました。また、経営の基本的な考え方として、敬愛される西郷南洲を取り上げ、財政について、入るをはかりて出るを制すという

ことを基本に、財源変動が市民へのサービスの影響が漸次的になるように工夫し、進めてまいりたいと言われました。今回も、どのような引用があるか期待してたところですが、そういった表現はなかったかに思います。

しかしながら、昨年同様、その考え方、公的責任の倫理の基本、経営の基本的な考え方は、当然のことながら変わらないと思いますが、いま一度、その考えについて市長に伺います。

○市長（笹山義弘君） 先ほども財政課長が答弁申し上げましたように、ことしは段階的な減額の措置、交付税でございますが、そういうこともあります。そういう中で、各課が事業を遂行する中で、やはりやりたい仕事というのはたくさんあるわけでありまして。課題もまたたくさん課せられております。そういう中で、従来の考え方に基づく起案ということではなくて、そのバックボーンとして財政が厳しい状況に突入していくということを前提にする中で、厳しいやはりみずからも査定をして予算化をしていくということが大事であるということがありましたので、ことしについてはそのような指示をしたところでございます。

○17番（和田里志君） 施政方針につきましては、そしてまたいろんな事業につきましては、同僚議員がたくさん質問しておりますので、このあたりにしまして、冒頭申し上げましたとおり、公正公平な運営がされていると思っております。

次に、2問目に行きますが、本市の条例の制定改廃は、的確に行われ、各事務も条例・規則に基づいて適正確実に処理されていると、認識しているというような答弁でございました。これは聞くほうも聞くほうかもしれませんが、当然のことながら、もちろんそういう条例に基づいて処理されないといけない。私がなぜこういう質問を出したかということ、私からして、私が考えて、おかしいんじゃないかというのがあるから、あえて取り上げた次第であります。

そこで、市のホームページから例規集を開いてみますと、膨大な内容の例規が事細かく並んで、毎年毎年ふえ続けております。そして、その例規集の一覧を見ているうちに、疑問に感ずるものが数多く見受けられました。例えば、最も古い条例では、平成4年に制定されたもの。合併して5年もたつのに、旧町名のままで残っている条例、規則、要綱。あるいは、現在は存在しない施設譲渡処分等に伴う要綱などたくさんあります。ただ、調べていくうち後でわかったわけですが、旧町名で残っている条例、規則、要綱等のそのほとんどは、地方自治法施行令第3条の規定により引き続き施行された合併前の条例・規則、いわゆる暫定条例であります。ですが、本当に必要なんでしょうか。まだ、生きてるんでしょうかというような感ずる条例もあります。二、三お尋ねいたします。

加治木町教育委員会所管にかかわる補助金交付要綱、もう一つ、加治木町自治会地区運動広場整備事業等補助金交付要綱、これらはまだ生きてるんでしょうか。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

まず、加治木町教育委員会所管にかかわる補助金、これについては、その自治会に対する年間補助金で、加治木地区についてはまだ生きております。それと同時に、始良地区については謝金関係で対応されておりますし、今回、今、コミュニティ施策をやって、小学校区ごとに統一した形をするという形がありますので、それを踏まえて今後、これをどうするか、処置していきたいと考えております。

ただ、これについては平成12年に加治木町で制定された要綱であります。それにあわせて、同じ時

期に加治木地区の自治会の、結局運動場です。この運動場を用地を買収し、整備するときに対しての整備費用の3分の1を補助するという形の要綱をつくっておりますが、実質的には、この平成12年から1回もその補助金の申請ありませんが、ただ、先ほど言いましたように、自治会の運営関係と絡んだ形でつくっておりますので、そういう形で、今まで暫定条例、要綱として残っておりますけれども、これについても執行されておられませんので、平成27年において、教育委員定例会に廃棄関係を提出し、そして、承認されればそのまましていきたいと考えております。

ただ、先ほど言いました補助金交付要綱については、そのコミュニティの方向性が決まった上で全てを処理したいと考えております。

以上です。

○17番（和田里志君） まだ統一されていないコミュニティの関係がはっきりしてから整理したいというところでございますが、なるべく早くそういう時期が来たら整理していただきたいと思っております。

そのほかにもいっぱいあるんです。蒲生町出産育児奨励金助成金支給条例とか、これなんかは多分去年で終わったんじゃないかと思うんですが、それとか、始良町地球温暖化防止推進委員設置要綱、蒲生町町並み保存審議会規則とか、いっぱいあります。それぞれ精査しながら、時期が来たら整理していただきたいと思うわけですが、そこで伺いますが、こういったこれらの暫定条例、あるいは規則、これを廃止する方法、いろんな自治体でいろいろ言われております。さまざまな解釈があらうかと思うんですが、告示だけでいいんじゃないかとか、あるいはやはり条例・規則を制定すべきじゃないかというやり方があるかと思うんですが、その暫定施行した条例等を廃止する方法について、本市はどのように考えていらっしゃいますか。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

ただいまいろいろと条例名等も、規則名等も出していただいた暫定例規でございますが、現在、条例が3件、規則が8件、要綱が5件ございます。ご指摘のとおり、事業の整理統合等に伴いまして、廃止手続を行うということになります。基本的には、条例は議会議決要件でございますので、議会のほうに提案させていただきまして、規則・要綱等については廃止の規則交付という執行部内での手続で廃止させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○17番（和田里志君） 基本的に条例は議会に提出して、規則・要綱等は内規でというようなお話かと思えます。規則・要綱は法規ではあるんですが、法的な拘束力はないと判断しておりますので、それでいいんじゃないかと思えます。

そこで、もう一つ続けてお尋ねしますが、例えば、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法に基づく施設譲渡処分に伴うという要綱があるんですが、これは旧サンピア始良の件です。ここは、つい最近までここにあるクリニックが置かれていた。もちろん登記簿上のことですが、その実態は、ほとんどの方が知らないと思えます。このことは通告しておりませんので、同僚議員が宿泊施設の件で通告されてますので、多分明らかにされると思うんですが、この固定資産税の課税減免に関する取り扱い要綱、これは附則で、この告示の失効というので平成31年3月31日限り、その効力を失うということであってあるわけです。そうしますと、こういったのはもう自動的にこの時期が、もちろ

ん効力は失うわけですが、なくなると判断してよろしいのでしょうか。

○総務部長（小川博文君） 規定の仕方には法制執務の中でいろいろな質問の中でいろいろな手法があるわけですが、附則において終期を規定したものについては、その時期の到来によってそれは廃止されたということになろうかと思えます。

○17番（和田里志君） それじゃ、そういう廃止の附則がうたわれておりますから、自動的に廃止されるという解釈でいたいと思えます。

全国あちこちで自治体ではさまざまな問題が起こっております。今回、あえて冒頭申しましたが、条例を上げたんですが、特に条例の中でも、この非常勤行政委員等の月額報酬に関する住民監査請求、何か所か起こされております。月に1日も出勤していない委員に支払われている報酬の実態、司法の場においても、常勤の行政委員会委員への月額報酬制に反省を促す判決などが出されております。

そこで、本市の個別の案件について、いま一度お尋ねしていきますが、地方自治法の203条の2、行政委員などに対する報酬は、その勤務日数に応じて支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合はこの限りでないと否定しております。非常勤の行政委員の報酬は勤務した日の日当のみが原則であります。条例で特別な定めをした場合は月額報酬にすることができるというふうになってるわけですが、もちろん本市も始良市報酬及び費用弁償等条例なるものを制定されております。この今議会においても、その一部を改正する議案が提出されました。公共施設再配置検討委員会というのが新たにつくられるわけですが、大学教授の日額が、日当が1万8,000円、教授以外の者が日額4,400円提案され、いろいろ説明を聞き、これはもう可決されました。

このように、報酬については条例で事細かに規定され、それらに基づいて事務も的確に処理されているということですが、特に、本市の農業委員会の委員についてお尋ねします。この委員の報酬は幾らですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） ただいまのご質問につきましては、本来であれば農業委員会の会長が答弁するところでございますけれども、あらかじめ許可をいただいておりますので、事務局長の海老原のほうでお答えさせていただきます。

農業委員会の報酬につきましては、会長が月額7万円、それと会長代理が4万9,000円で、委員が4万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 委員の話をしておりますので、私は委員について申し上げますが、月額4万7,000円、それを聞きますと、前々回の選挙だったと思うんですが、始良市の議員の日当は幾らだと思えますか、皆さんと、始良駅前で声高々に街頭演説されている方がおられました。それを思い出したわけですが、その額が、議員が言われていた金額とたまたま同じなんですが、高い安い、これは別としまして、貴重な税金です。それは、先ほど言いましたとおり、条例で定めてるわけですから、月額報酬ということで。これは農業委員会の事務が、業務が多岐多様にわたり、そしてまた毎月の総会、あるいは現地調査、いろんな関係で、条例で特別な定めをして月額報酬を規定しているということだと思います。このほかにも、農業委員に限らず、監査委員、教育委員も月額報酬ということで決めて

いらっしゃるかと思えます。

この始良市報酬及び費用弁償等条例第3条、報酬の支給方法についてであります。この第3条、報酬の支給方法、ここをちょっと読んでいただけますか。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

第3条は、6項からなっておりますけれども、全てを（「2項でいいです、2項で」と呼ぶ者あり）2項ですか。2項を読ませさせていただきます。

月額報酬は、月額報酬を受けるべき非常勤職員の在職月数に応じて支給する。ただし、1か月に1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しない。

以上でございます。

○17番（和田里志君） この今読んでいただいたんですが、2項、ただし一月に1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しない。はっきりうたってます。この条例について、例外規定といいますか、緩和規定、条例にはほとんどの条例に、ただし市長が認めるときにはこの限りでないとか、いろんな例外規定があるんです。この条例については、そういった例外規定、緩和規定なるものはありますか伺います。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

冒頭で阿久根市の非常勤職員の条例等ということで、今手元に届いているんですが、これには1項始良市の（「聞いたことだけ教えてください。それは後で聞きますから」と呼ぶ者あり）お答えします。

この始良市の報酬費用弁償条例の中には、議員も先ほどから仰せのとおり、監査委員、教育委員、その他館長、園長、指導員と、職種もさまざまであるわけでございます。その中で、1日の勤務という捉えでございますけれども、このことはそれぞれの部署が所管する事務事業も非常に違うわけです。

（「議長、聞いたことだけ答えさせてください」と呼ぶ者あり）違うわけでございますので、それぞれの部署がそれぞれの内容において判断すべきことじゃないかと考えております。

以上です。（「的確な答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

○17番（和田里志君） 緩和規定があるかないか聞いてるわけですから、それだけ教えてください。今からどんどん聞いていくわけですから。

それじゃ、農業委員でそういう、今ちょっと総務部長言われましたけれども、1日も勤務しないで報酬を受け取っている人はいないですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

過去の例を申し上げますと、2例ほど1日も勤務されないという方がいらっやいまして、その分につきましては病気入院でございまして、その方につきましては支給はいたしておりません。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 過去に2件ほどあって、その方については支給してないということですね。

もう少し細かく聞きますが、昨年、1日も勤務しないで支給した例はありませんか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

ございません。

以上であります。

○17番（和田里志君） そういう例はないと言い切られましたから、次行きましょう。

委員会によっては、総務部長が先ほどちょっと言われました、言いかけられました、その活動内容によってそれぞれの委員会で判断されてるというようなことをちょっと言われました。具体的にご答弁ください。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

農業委員のこの業務につきましては、農業委員会法の中でも規定がされております。それと、あと一般的に申しますと、農業委員は総会、そしてまた現地調査いろいろございますけれども、日常的な業務がほとんどでございます。そういうようなことで、いわゆる毎日がいわゆる農業委員の仕事をされているというようなことで判断していますけれども、ただ、私どものそのいわゆる事務の実態を把握するために、把握ができませんので、毎月委員の活動記録をもって、その内容を確認させていただいているというところでございます。

以上です。

○17番（和田里志君） 農業委員の方はちょっと理解に苦しむんですが、毎日仕事をされている。それを言われると、次の質問ができなくなってしまうんですが、活動記録を出してもらっていると。それに基づいて、事務局で判断していると、このようなことかと思うんですが、じゃ、教育委員会も同じですか。教育委員はいかがでしょうか。

○教育部長（小野 実君） 教育委員会にしましては、教育委員長が月額6万2,500円、各委員が4万5,000円でございますが、その活動内容については、毎月の定例教育委員会が1回、臨時議会が大体年に1回程度ございます。それと学校訪問が年間17回から18回、それから市の全体の水泳記録会、それから陸上会、音楽発表会、成人式ということで、大体年間44.5日ほど出会していただいておりますので、月において全く出会しないような内容ちゅうのはございません。

以上です。

○17番（和田里志君） 今、明確な答弁いただきました。月によって全く出会しないような例会はないと。月によって、全く出会しない人がいた場合には報酬は支給しないということでよろしいんですね。

そうしますと、農業委員会は活動報告を出してもらっているんですと言われましたが、活動報告、具体的な内容例えばどんなものですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

農業委員会の活動記録ですけれども、記録する項目は45項目ございます。

まず、定例総会、農地パトロール、それと研修等への参加のほか、農地に関する活動では農地の売買や貸借、農地転用、遊休農地に関する事など、また担い手に関する活動では認定農業者、家族継承で農業者認定に関する事などまた、そのほかで、農業新聞ですとか、情報提供、そのほか、鳥獣害、地域行事などについて記録をしております。

それが、先ほど私は毎日がということ申し上げたんですけれども、日常的にその活動しているということで、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○17番(和田里志君) 今、いろいろと、るる申されましたけれど、具体的に自宅でできる仕事はどういうことですか。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) お答えいたします。

農業委員さんに例えば、時期によっては猟犬の相談が電話であったり、また問い合わせ、苦情処理とも自宅にお出でになったりする場合があると聞いております。

そういうことで、必ずしも現場であっても、自宅で勤務されることも十分考えられるということでございます。

以上です。

○17番(和田里志君) 自宅で仕事をされることもあると聞いておりますと、それで、活動報告は出されているんでしょうけれども、それは、その自宅でされた内容については、事務局が精査されているんですか。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) 今の自宅における活動につきましては、活動記録の中には特別に記載はございません。

主に外で活動されることだけが記録としては上がってきているようです。

以上です。

○17番(和田里志君) 先ほど、これまで2名ほど病気等で休まれた方がおられる、その方には報酬は支給してないと。ところが、農業委員会は先ほどから言いましたように、複雑な業務内容で、いろんな活動がある、それはよくわかります。

解釈を変えられたのはいつからですか。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) 昨年の8月の1日から内規をつくりまして、8月1日から適用しております。

以上です。

○17番(和田里志君) 8月1日から適用されている。ということは8月1日以降、昨年の、1日も勤務しないで休んだという委員はいないという解釈でよろしいんですね。もう1回念を押しますよ、

8月1日に内規をつくられて、8月1日以降1日も勤務しないで、報酬払っている委員はいないということですのでよろしいですね。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） そのとおりでございます。

○17番（和田里志君） なぜ、8月1日から、そして、また8月にわざわざそういう内規をつくられたのか、ちょっとその辺のところ、もう1回お聞かせください。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

農業委員の報酬の月分につきましては、昨年までは、8月以前の話ですけれども、農業委員会の総会、もしくは現地調査に出席した、出席するのを条件として、支給をしておりました。

ただ、昨年この時期に県内の18市の状況を調べましたところ、どこの市におきましても、いわゆる勤務の実態の把握の手段として、毎月委員から提出される農業委員の活動記録をもとに行っていると、いうことでした。

そこで、始良市におきましても、同じ業務を行う農業委員については、同じ取り扱いすべきであろうということで、新たに内規を定めまして、そのような取り扱いをすると、いわゆる農業委員会に基づく活動に基づいて支給をするということにした次第でございます。

以上です。

○17番（和田里志君） 納得いきません。条例で1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しないとうたっています。教育委員会はちゃんとこのとおりやっていると、農業委員会は、私に言われたら、拡大解釈しているんじゃないかという気がするんですが、その勤務実態を。

県内のほかの市町村もそんなふうにしてやっていると、いうことかもしれません、だったら条例なんて必要ないですよ。

私が言いたいのは、やっぱし、現実合った形で、病気で会に出られなかったりとか、そうした場合、どうするかというのはうたっておかないとだめだと思うんです。何のための条例かわからない。時間がなくなりましたが。

ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、そこで先ほど、総務部長がちょっと言われかけましたけど、阿久根市の非常勤職員に関する条例をわざわざとってもらいました。その3条同じところ、もう1回読んでみてください。

○総務部長（小川博文君） 前項の規定にかかわらず、別表に規定する月額報酬の支給を受けるべきその他非常勤職員で、勤務しないことについて任命権者の承認があった場合は、その月分の報酬を支給する。ただし書きは、いいですか。

○17番（和田里志君） 今、言われたとおり、阿久根市にはちゃんと勤務しなくても、その任命権者が理由を認めれば支給するんですよ、うたわれているんですよ。

このように、改正すればいいんじゃないですか。

先ほど、私は念を押しました。8月1日からは過去にいないかということだと思います。

私が調べた中では、その委員さんが休まれたのは7月じゃないですか。7月分の報酬はどうなっていますか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

7月分の報酬は支払っておりません。

以上です。

○17番（和田里志君） 支払っていないということですか。それ、确实ですね。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） はい、7月分につきましては支払っておりません。

以上です。

○17番（和田里志君） 支払ってなければよろしいんですが、じゃ、もう1回、あと少しですが、時間がなくなりました。なぜ、8月からそのようなことを変えられたのか、るるお尋ねしました。各県内市町村聞いてみたら、同等とか言われました。

7月分の報酬について、7月分か何月分かわかりませんが、その委員に対して、報酬を返してくれというような依頼をされたことはないですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

現在の報酬の支払いの方法は、前金払いをしまして、精算で調整をするということになっていて、今、仰せのとおり、一旦は支給したんですけども、いわゆる1日も勤務なかったということで、返上いただいています。

以上です。

○17番（和田里志君） 一旦支払ったと、支払ったのは事実ですね。そして、返してもらったということですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） そのとおりです。

○17番（和田里志君） 返してもらったのであれば、それ以上の追求はできない。

7月までは1日も勤務しない人については、支給しないというこの条例の解釈に従ったということだろうと思います。

ただし、その後は県内市町村のいろんな例を見れば、支払っている例があると、いろんな業務が多岐にわたるというようなことから、今後はその業務の内容によって、見ながら支給していこうというふうに改めたということだと思うんですが、先ほどから言うように、はっきり条例変えたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

重なる部分もございますけれども、この1日の勤務状況という解釈でございますが、拡大解釈、縮

小解釈いろいろあるわけですが、それぞれの所管する事務事業・活動内容において、それぞれの部署がその職務に従事されたと判断された場合という解釈をしているところでございます。

明確に、阿久根市のように第3項で規定するというのも一つの手法であろうかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○17番（和田里志君） 逆に変な誤解を招くことのないように、やはり改正すべきは改正して、しっかり、やはりずる休みをするわけじゃないと思うんです、みんな委員にしても。だから、そこにはしっかりできないいろんな事情がある、だから申し上げているわけであって、今、農業委員会が言われるよう自宅で仕事をすることもある、病気の内容にもよりますが、ほかに委員会もあったんですよ、この委員の方は。ほかの委員会も全部欠席されているんです。体が動かないような状態だったんですよ。そういう方が自宅でも仕事ができるようなことがあるという誤解を招くといけないと思うんです。

ただ、そこは、はっきりと阿久根市みたいに、任命権者が認めればいいんだよというのをうたうべきだと思います。そこは念を押しておきます。

また、しっかり検討させていただきたいと思っております。

時間がなくなりましたが、最後に観光のことについて聞くんですが、今度観光の手直し計画もつくられて、いろいろとホームページもリニューアルされてしっかりなってきました。

私が前から申し上げてましたように、観光地の住所も入れれるところは入っております。案内がなくても住所を入れれば、カーナビで連れて行ってくれたりとなろうかと思うんですが、2、3指摘しておりましたが、住所の違っていたところ、これはもう直ったですか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

観光地の住所表記について一部誤りがあったというところで、ご指摘を受けたところでございます。早急に対処するよう指示をいたしました。ただいま、進捗率は五、六十%というように考えております。

以上です。

○17番（和田里志君） たくさん聞きたかったんですが、時間がなくなりましたので、今、鹿児島市で、来年3月6日鹿児島マラソンというのを計画しております。鹿児島をスタートして重富中学校を折返し、フルマラソンと、フルコースというようなことで、となりますと、普通の選手だけが走るマラソンでしたら、あそこを3時間、4時間で完了するかと思うんですが、一般まで走るとなるとかなりの交通渋滞、あれはもう通行どめにせざるを得ないと思うんです。竜ヶ水、あるいは吉野花倉のあたり狭いですから、白浜もそうですけれども、そうなりますとこの10号線かなりの渋滞になると思うんですが、まだ、大会の要綱等がはっきり決まってないわけですが、市長は近隣市町村の市長さん、首長さんとは、非常に仲よくされているとなことで、宇都トンネルの件も今度進むようでありますけれども、そういう中でやはり、協力すべきは協力し、そしてそれに乗っかって、一緒になってやるということが重要ではないかと思うんですが、このマラソン大会について、一言どのようなふうにお考えかお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） まだ、具体、運営要項とかそれらについて説明を受けているところではないわ

けであります。始良市といたしましては、近隣市であるということから、いろいろな関係機関との協議の上ではありますが、支障がなければできるだけ限りの協力はすべきとは思いますが、今後この安全対策含めて、今ご指摘の……。

○17番（和田里志君） 終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、和田里志議員の一般質問を終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

皆様、おはようございます。2番目に一般質問をいたします湯川逸郎でございます。

本日は、大変お忙しい中、議会傍聴にお出でくださいました皆様方に心から敬意を表します。

私は一般質問にあたり、国においては歳出総額96兆3,420億円の平成27年度予算が閣議で決定されました。

予算案には、地方活性化の目玉として1兆円のまち・ひと・しごと創生事業、また、高齢化に加え、子育て支援の拡充による社会保障費は膨らむ予算でもあります。

経済再生と財政健全化を同時達成する過去最大の予算案が示されております。県においても国の経済対策の交付金を活用し、地方創生関連事業に積極的に取り組む約8,143億円の当初予算が編成されております。

本市においては、平成27年度当初予算額2,830億円が提案されております。県内で微増ではありますが、人口増加する市としての体制を整えつつある中で、まち・ひと・しごと創生事業の活用を活性化に結びつくものと思っております。

以上のような予算案に対し、次の3点について一般質問を行います。

まず、1点目は、地方創生事業と地域コミュニティとの関係であります。

地方創生事業と地域コミュニティとの関係で、将来の人口減少に対する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で人口ビジョンを作成する中で、始良市で最も重要視する地方創生事業は何か、また、県内で一番暮らしやすいまちづくりのために、どのような戦略が必要なのか具体的にお伺いいたします。

2点目は、資源物収集を含む「ごみ行政のあり方」であります。

資源物収集を含む「ごみ行政のあり方」で、平成26年6月議会で市長は、「特に高齢者世帯・独居老人等の世帯も増えつつある中で、来年度、平成27年のことですが、平成27年度からスタートする地域コミュニティの活動の一環としての共助のあり方で、ごみ行政に必要以上に負荷がかからない施策を検討している。」また、「モデル地区を選定し、収集方法、収集時間、収集場所を実現可能な方法で模索していきたい。」と答弁がなされております。モデル地域で行われた内容等の実態を市長は把握されているのか、お伺いいたします。

また、特にごみ出しの体制で、高齢者世帯・独居老人・勤めに行かれる方々に、必要以上に負荷がかからない施策の検討がされたのか、また、市長は本意で改善される考えがあるのかお伺いいたします。

あわせて、「校区コミュニティと連携し、充実していきます。」と答弁されておられますが、資源物収集のモデル地域を設定し、実施されたその成果と今後の方向性及び改善策をお示しく下さい。

3点目は、県自動車運転免許センターを誘致できないかであります。

昼間人口の増加を図る上で、始良警察署・自動車運転試験場と連動する、現在鹿児島市、谷山市にある県自動車運転免許センターを県民の利便性の面から、また、県央のまち始良市にも誘致する要望を県にされる考えはないか、市長にお伺い致します。

以上、3点について質問いたしますので、市民の方々にわかりやすく誠意あるご答弁を求めます。

あとは一般質問席にて、質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

1問目の地方創生事業と地域コミュニティとの関係についてのご質問にお答えいたします。

具体的な事務事業は今後調査、研究の上、立ち上げることとなりますが、国は「まち・ひと・しごと創生」の総合戦略期間を平成31年度までとし、短期間で成果を出すことを期待されております。

この短期間での取り組みを考えますと、第1次総合計画の後期基本計画でお示ししております方向性のうち、地域力の強化、子育て支援の強化、農業生産体制の強化と6次産業化の推進、スポーツ、文化活動、観光を通じた交流人口の増加が主たる施策になると考えております。

そして、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、新たな雇用の創出などの施策も含まれておりますので、これを機会に商工業に関する施策も強化すべきと考えているところであります。

次に、県内一暮らしやすいまちづくりの戦略としましては、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が第1次総合計画の方向性を大きく逸脱することなく、策定していくことも重要な点となると考えております。

今後、国の交付金の動向も見ながら施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2問目の資源物収集を含む「ごみ行政のあり方」についてのご質問にお答えいたします。

資源物収集の今後のあり方について、高齢者世帯や独居老人、そして勤めに行かれる方など、市民に必要以上に負荷がかからないような施策を検討するため、昨年モデル地区として始良地区の建昌自治会と寺師自治会の2か所を選定し、収集方法を変えた形で実施いたしました。

建昌自治会では、資源物収集箇所を1か所から7か所へ増やし、全品目を月1回、その他プラスチックについては月2回を収集する方法で実施いたしました。

また、寺師自治会では、資源物収集箇所を2か所から4か所へ、その他プラスチックについては月2回を収集する方法で実施いたしました。

なお、今回のモデル地区の方々には、自治会長をはじめ、増設した資源物収集所に分別指導員としてご協力をいただくなど、大変感謝しているところであります。

実施前と実施後の可燃物の組成推移を付託するため、施行前に市職員により、可燃物に対するその他プラスチックの混入割合の組成調査を行い、その後両自治会において、9月から12月までの間に今回の方法で実施したところであります。

今回の試行試験、試行実施後2月には、モデル地区の全世帯に期間中の利用状況や、今後のごみ行政に対するアンケートを実施し、現在意見を集約中であります。

なお、実施前と実施中の可燃物の組成調査結果については、結果が出ておりますが、アンケート結果の分析を行い今後の市のごみ行政について、活用していきたいと考えております。

また、本年4月から発足する校区コミュニティ協議会ではさまざまな活動が行われますが、今回の

結果を踏まえ、これを生かした形で今後の資源物収集や可燃ごみなどのごみ出し困難者対策についても、研究してまいりたいと考えております。

次に、3問目の県自動車運転免許センターの誘致についてのご質問にお答えいたします。

県の自動車運転免許試験と免許更新手続の場所が離れていることは、利用者の利便を考えると、近くのあることが望ましいと考えるところであります。

今後施設統合の動きがあるとするならば、ぜひ本市への思いは強く持っております。しかし、その前に場所の確保や道路などの整備も必要であると考えますので、今後インフラ整備の進捗を見ながら、要望の機会を図ってまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 今から2問目、3問目と続けてまいります。

この、まず、地方創生事業につきまして質問してまいりたいと思います。

答弁書によりますと、31年度までという短い期間で成果を出すことが期待をされておりますということですが、その中におきましても、やはり、「基本的に地域力の強化、子育て支援の強化、農業生産体制の強化と6次産業化の推進、そしてスポーツ、文化活動、観光を通じた交流人口の増加が施策となると考えております」という答弁がなされております。

また、後ろのほうになりますと「これを機会に商工業に関する施策も強化すべきと考えているところあります」というとで示されました。

やはり、「国の交付金の動向を見ながら」ということでございますが、実際どのような動きになるのか、この中から1問ずつ聞いていきたいと思っております。

まず、最初に後期戦略政策の中で、1次総合計画の後期基本計画はお示されているということですが、やはり先ほど述べました地域力の強化あるいは子育ての強化、農業生産体制の強化と6次産業の問題、こういうものとあわせてスポーツ、文化、こういうものがどのように人口増加につながるのか、お示してください。

それと、もう一つ、後ろのほうにまいりまして、商工業者に関する施策も強化する、今までやっていなかったのか、それで事後的な考えで行政はタッチしていなかったのか、そのあたりをお示してください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

総合戦略の中にありましては、基本目標を定めることといたしまして、その中で地方における雇用の創出、また新しい人の流れ、それから若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、それとまた時代に合った地域づくりというようなことでございますけれども、後期基本計画の中におきましても、そういった捉え方の中で進めているところでございます。

そのようなことから、今度の戦略の中では具体的にそういったことによって、どれだけの人口増が図れるかとかいうような、施策といいますか、そういったのを打ち出すこととなっておりますが、そういったことで、今のところで、まだ策定していないわけでありまして、そういった目標のもとで行いますけれども、今のところで、申し上げられないところでございます。増加のほうにつきましては申し上げられないところでございます。

以上です。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

後段の商工業への支援策の強化ということでございますが、現在まで何も行っていなかったのかというようなご質問でございましたけれども、現在、行っておりますのは、いわゆるその商工業者を取りまとめております商工会への育成補助等を筆頭に、具体的なことを申し上げますと、いわゆる商工業者への資金調達に関する利子補給。

それから、創業支援としましては空き店舗活用というようなことも、あわせて考えておりまして、そこを活用していただく事業者の方への家賃補助等々を行っているところでございまして、これらを含めまして、今後としましては、始良市としては、その創業者に対する支援というようなものが、若干弱いというふう担当部署としては考えておりまして、いわゆる総合支援の各種相談支援活動を行う、いわゆる創業支援としてのインキュベーションマネジャー的な専門の方の配置、なども視野に入れて検討しているところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私のほうは今聞きましたものを参考にしまして、私なりの考えで進めてまいりたいと思いますが、地方創生事業のためにまち・ひと・しごと創生事業は、本市は平成27年度当初予算で何か所の事業で、予算はどれぐらいで計画されたのか、その財源は一般財源であり、昨年と比較し幾ら伸びその内容はどのような事業かをお伺いいたします。

また、地域経済はどのように変貌する計画なのかをお示してください。これは、まだ内容的に充実していないときのことを想像して、私は質問しております。

現実このような創生事業ができました。始良市として本当にこういう事業をしなければいけないというようなことがありましたのを考えながら、設問をつくりましたので、そこに答弁していただければと思います。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

予算につきましてはまだ作成してないところでございます。と申しますのも、これからその戦略、総合戦略を策定し、事業施策を展開していくわけでございますので、現在のところでは、そういう段階でございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） まだ、ちゃんとした目標が立てられていませんでしたので、今の段階は、まだそういう考えはありませんというのが、答えだと思っておりますが、やはり、今までの始良市の事業の中で、当然問題化したところが今回の創生事業が充てられる分野じゃないかなと思っております。

そういうものを考えますと、やはり次の問題に移りますが、地方創生事業と地域とのコミュニティとの関係どのように考えていかなければならないのか、そうした場合には財政的にどのように取り組まなければならないのか、というのは問題になりますので、お答えください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

コミュニティとの関係ということでございますが、地域コミュニティの活動というのが、この地方

創生の中心的存在になってくるのではないかというふうに考えているところでございます。

それぞれ、各校区におきましても、課題があるわけですが、そういった課題を捉えながら、具体的な施策が打ち出してやっていければというふうに思っております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 内容的にはわかるわけですが、やはり財政的にどういふふうになっていくのかなというのが一番問題になると思います。

今までいろんな事業を拡張してきたと考えていらっしゃったところにも、財政的な面がないものですから、そこを底上げしなければならないと思います。そういう形になった場合に、平成27年の予算に盛り込んだ地方創生関連事業で、市の経済を底上げ市税増資ブランドの程度を予測しておられるのか、お伺いいたします。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

国の緊急経済対策とか、それから地方財政措置、財政支援を受けて実施する地方創生関連事業によって、議員おっしゃるように地域経済が活性化して、個人所得それから個人所得ともに上昇して、その結果市税の収入が、市税が増大するというところは期待しているところでございます。

ただ、先ほど企画部長のほうでも答弁あったような形で、市としましてはまだ、平成27年に対してのその地方創生にかかる市の総合戦略ということで、そういう戦略会議は立ち上げたんですけども、内容についての策定は行われておりません。

そういうことから、この地方創生関連事業の措置額とか国の関係も含めてなんですけれども、規模というの、まだ今のところは未定、わからないというところですので、現段階においての市に対する影響金額はということは現在のところは計り知れない、お示しすることができないところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私のほうも答弁も想定しておったわけですが、恐らく、今の段階で、やっとな手についたはというのが現実じゃないかと思えます。

そういう形になりますと、やはり人口減少の克服や、地域経済の活性化を目指す雇用創出や、移住促進に重点を置いている地方創生関連事業でありますので、本市の財源で、既に平成大合併で誕生した地方交付税を上乗せするような特例が終了したため、地方交付税が減額される中で、その代替として地方創生関連事業で地域活性化につなげる地方交付税対策はどのように対応されているのかお伺いいたします。その考えをお示してください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

地方公共団体のこの地方創生、まち・ひと・しごと関係の取り組みに対しては、国は地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にするために地方財政計画においては、先ほども議員おっしゃるように、まち・ひと・しごとの創生事業費、1兆円を、平成27年度の予算の中で計上されております。

地方交付税に関しましては、特に、普通交付税でございますけれども、この各地方公共団体のまち・ひと・しごとの地方創生関係の財政需要というのは、人口の増減比率とか、それから年少の人口、こ

ういった比率関係を取り入れたところで、そのものが普通交付税の中に基準財政事業ということで算定される見込みではございます。

今後の考え方ですけれども、地方交付税は所得税、消費税などの国税を原資としておいて、これらの財源の中で、こういった財源関係についても、伸び悩んでいる状況もあります。また、国においてもすけれども、歳出における社会保障費の増大等もあって、大変厳しい状況ということもあります。

今、始良市は全国で組織する、自治体で組織する、合併算定替の終了に伴う財政対策連絡協議会というのにも加入しておりますので、今後とも交付税のそういった関係、対策ということで質問をされたわけなんですけれども、そういう中でも、また交付税が少しでもこの算定替の関係、上乘せ分が大きな減額にならないような形の中で、国に対しても呼びかけ、また取り組んでいきたというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） これから、地方創生事業につきましては、十分目配りあるいは地域の実情等を緩和されるような対策で、この創生事業を進めていかれたらと考えておりますので、よろしく、市全体が繁栄することを願っております。

次に、2問目の質問に移ります。

2問目の資源物収集を含む「ごみ行政のあり方」で、大きな題目をお伝えいたしました。その中で、やはり今回、試験的に2か所の理事会を対象に資源物収集箇所をいろんな改善を考えて実施されたと思いますが、その中でやはり、答弁の2ページ、実施前と実施後の可燃物の組成推移を比較するため、そして可燃物に対するその他プラスチックの混入割合の組成調査ということであってあります。これはどういうふうになったのか。そして、そのものをやはり市全域に公表すべきところがあったと思いますが、そのあたりの対策はどういうふうになさっていらっしゃったのか、伺います。

また、さらにアンケートを実施しということで、意見を集約して結果が出ておりますと。じゃあ結果が出ているんだったら全部に知らせなさいよというのが当たり前だと思います。そのあたりの対策は。内容的にはどのようなものがあつたのか。アンケートの結果を分析しと書いてありますので、これらについて、やはり市民はどうしてこういうなるのかなと、こうしてほしいのになというのがあると思いますので、ぜひこれは公表していただければと思います。

そして、最後に、2問目の最後の質問に対しましては、市長が今までずっと言い続けてこられました可燃ごみなどのごみ出しの困難者対策です。これについても研究してまいりたい、研究して何になるんですか。今までしたことですよ。私は約10年かかって、これのことを言っていますよ。今ころになってさらに研究して、何を研究するんですか、そのあたりをちゃんとお答えください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 今、湯川議員のご質問にお答えいたします。

まず、結果につきましては現在わかっておりますので、公表については今後行いたいと思いますが、今、手元にある資料におきましては、資源物混入率につきましては大体3%が可燃物のほうに入っております。結果につきましては、プラスチックのほうは、これはプラスチックごみ、これは重量で換算していますが2.3%。それから、建昌地区については3.3%重量比で混入しているようです。

これがどのように推移していくかということであれしたんですが、まず今回の収集方法を変えて、それから箇所をふやしました結果、建昌地区では3か月間の集計ですけど、月当たり98キロその

他プラがふえております。それから、寺師地区につきましては8.2キロ月当たりふえております。大体、1か月当たり15%程度増加でございます。

それから、アンケートの意見につきましては、アンケートにつきましては2月に行ったんですが、これは昨年、試行的に行ったのが9月から12月の期間なんですけど、これを終えて、それから1月2月になってまた元に戻したんですが、その両方を比較しました形でアンケートを実施したんですが、これが2月です。これにつきましては、今現在、集約中ですが、これについては分析中ですので分析が終了した後でまたご報告等は行っていきたいと思います。

それから、その中でもちょっと、当初我々の、収集方法を試行する前の考え方とした後では、アンケートの内容を一部見たんですけど、少し我々の予想とは違ったかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） もう一問、ごみ出し困難者対策の（「困難者に対する」と呼ぶ者あり）

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 失礼しました。ごみ出し困難者ですが、今回の件でまだ分析途中でございますけれど、近くに資源物収集所ができたということで大変皆さんに喜んでいただいている意見もございました。ただ、このアンケートの結果というのが、650世帯に対しまして回収が今230世帯でございます。

年代別に集計もしましたんですけど、大体3分の1ずつ程度になるように年齢構成を分析したんですが、回答の結果が60歳以上の方が6割の回答でございました。ですから、かなり高齢者の方の意見に近い形が出てくるのではないかと思ったんですが、この中で現状のままでよいとする考え方が49%、半分程度が現在の方式でいいというふうに回答が来ております。

それから、ごみ出し困難者につきまして分析をしている途中なんですけど、「近くにできたんだけど自分は持っていけない」とか、それからあと「家族や近くの親戚にお願いしている」ということで、これについてはまだ分析途中ですので、ごみ出し困難者がどのようにしているかということについては、現在のところはまだ全容解明しておりません。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 回答が回答にならないような回答でございます。それは私の考えているごみ出し方法、あるいはごみ行政に対する考えでございます。ここ10年ぐらい続けてこんなことを言っています。全然、前進しません。それは何か。これは全体的に市民も考えなければいけないし、行政も考えていかなければならない大きな問題です。

皆さん方、今、ごみを出すのに何ら苦勞しておりませんか。男性だとあまりごみ出しには関与しませんよね。奥さん方は、大変苦勞していらっしゃる。そういうものを考えますと、どういう方法が一番いいのか、手にかからないような難しいことを言いなさんなど、やっとなんて持ってくるんですよというのが今の状態です。皆さんも同じく、あと10年たったら60でしょ。そういう代になってから、あらちょっとしもうたと、私が言っていたころからするともう70歳になりました、皆さんが。そういうことです。

そこでお尋ねいたしますが、平成26年6月議会で市長は「特に高齢者世帯、独居老人等の世帯もふえつつある中で」ともうすでに推測されています。と言われておりますが、この1年間で、高齢者世

帯あるいは独居老人等の世帯は何世帯ぐらい増加したと思われるのか、お伺いいたします。

また、「高齢者世帯、独居老人等の世帯の対策は、ごみ行政に必要以上に負荷がかからない施策を検討している」と答弁がなされていますが、市民の方々では、ごみステーションでの収集の改善を強く望んでおられるんです。なぜ、そこまでが実行できないのか。どうして、そういうような問題点をいつまでも改善なく続けていらっしゃるのか。支障は支障ですよ。市長ではないですよ。支障は、どのような理由であるのか。そのあたりを、これは改善の対策ですよ、きょう答弁されるのは。ですから、それをお聞きいたします。

○市長（笹山義弘君） 具体数字については後で答弁させますけれども、私といたしましては、これまでの間、いろいろな課題について集荷場の増設をしたりするわけでありましたが、この今回、モデル地区をつくったことについても、市民の皆様が公平公正にどのようなごみ行政を望んでおられるか、そのデータを取る必要もあるということから実施をいたしました。それらを受けて、今後どのようにしていくかということのごみ行政に対するシステムをつくっていくということになってこようと思いますが、そういうことで一つ一つ解決をしていくということでもあります。

私に課せられたこのエリアというのは、蒲生地区を含め、加治木、始良、3つの大きな地区がございます。そういう中で、その中の公平性、平等性を図ることになりますと、そのルールをそれぞれに違えた形でというのはいつまでもできないということは承知しておりますので、そのことをどのように一つずつ進めていくかということでしてございます。

今回、アンケートを取らせていただいた中で見えてきますことは、独居老人を含め高齢者の方々の対策というのは、ごみ行政だけではなくて、例えば買い物のことについても大きな課題がそこに潜んでいるということでもありますので、それらについてやはり地域で支えていただく形を何らかの形で作っていく必要があるということも考えております。

また、共働き世帯等については、この家庭にずっとプールするということがなかなか困難であるということから見えてきますことは、実家に頼むとか、それから集配所に直接車で持っていくとかいうところのことも見えてきておりますので、それらのことも含めて、どうすることが広く市民の皆様のお役に立つシステムとなるかということについて、今、積み上げているところでありますので、そういう意味でご理解いただきたいというふうに思います。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ただいまの高齢者世帯についての質問にお答えします。

65歳以上の、これは直近では2月のほうのデータですが、26年の2月で4,219世帯、それから27年2月では4,480世帯で、261世帯の増となっております。それから、今のは高齢者夫婦世帯ですが、今度は65歳以上の独居老人世帯につきましては、平成26年が同じように2月ですが6,265世帯、それから平成27年2月では6,632世帯で、367世帯の独居老人世帯がふえております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 湯川議員に申し上げますが、質問と答弁を明確にするため、一問一答で行ってください。

○23番（湯川逸郎君） はい、一問一答方式で切りかえて質問していきます。

先ほど、市長に答弁をいただきました。その中で、すでにデータを取るためということ答弁されました。今までにデータはなかったのか、そういうものは反省して分析し、改善策を打たなかったのか。そのあたりを執行部のほうにお願いします。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） モデル地区設定につきましては、今回が初めてでございます。それから、資源物収集関係のアンケート、データ等につきましては、平成23年度に始良地区の——旧始良町ですが——全自治会に対しましてアンケートを取った結果、現在の状況、月1回の収集方法でよいとする方が81%、それから2回がいいっていう方が15%の結果が出ております。データの的にはそういった形でございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） それだけデータが出ておったら、次の対策が打てるんじゃないかと思いますが、市長、市長になられて何回こういう問題点を質問しているか、考えていらっしゃるのか、そのあたりをお答えください。

○市長（笹山義弘君） インフラ整備にかかるいろいろな水問題とかごみの問題というのは、生活に密着した大変な問題でございます。それだけに、各定例会ごとに質問をいただいているというふうにも感じております。

○23番（湯川逸郎君） 一問一答方式ですので、簡単に答弁の内容だけをおつなぎください。

その対策として、やはり市長は前からそういうもののお考えであって、どうしても「特に高齢者世帯、独居老人等の世帯もふえつつある中で」と必ずこういう言葉を使います。自分の対策としては、どういうふうな対策をこのごみ行政に考えていらっしゃるのかをおつなぎください。

○市長（笹山義弘君） 先ほど答弁申し上げましたように、やはり、地域力にお願いするというのが一番最善ではないかというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） そこまで考えていらっしゃるんだったら、どうしてその政策をこうしなさいよという指示ができないのか、そのあたりをお答えください。

○市長（笹山義弘君） 今、ご案内のとおり、4月から校区コミュニティ協議会を立ち上げていただきますが、申し上げますように、地域でいろいろな歴史が違うわけですが、やり方も違います。そういう中で、校区が一番、いろいろな施策を進める中では適しているというふうに思います。

そういうことから、そのいろいろな所々の業務について、そのことに含めて協議をいただきたいということでもあります。

○23番（湯川逸郎君） 地域地域で違っておると答弁がありましたが、どの理事会も同じなんです。高齢者世帯、独居老人と、どの理事会を見ても全部いらっしゃるわけです。どうして今まで約10年間、

私が言い続けても、ごみステーションでの収集はできないのか、どうしてできないのか、そのあたりの欠点をおつなぎします。お答えください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 可燃物とそれから資源物収集に関しましては、自治会の協力がまず不可欠だと思います。それから財政的な面も考慮しなきゃならないと思います。今回、先ほど申しましたが、23年度の自治会長のアンケートでは、8割を超える方がなかなか1回でいいというふうで、なかなか協力を得られないのではないかと。

それから、財政的には、今回、収集方法を始良地区で変えましたが、この方法を取りますと、大体、一般財源で2億ぐらいの捻出がさらに追加が必要となっています。そういった面も含めまして、先ほどコミュニティの話もありますけど、市のほうで可能な限りできる範囲内で、一番最善の方法を練っていくのがベターかと思っております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 財政問題がどうだこうだではないんですよ。この問題は死活の問題なんです。ごみ屋敷を見に行かれたことはありますか。俗称ごみをためていっぱいになったところなんかもあります。そういうものは高齢者ですよ。そういうところも見たことはありますか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 私ども生活環境課のほうでは、そういったごみ屋敷、それから家の周りの雑草の関係、そういったものの苦情対策処理を行っております。ですから、ごみ屋敷とかそういったのについても家主の方、それから所有者の方と話し合いながら改善していくところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 平凡な考えの中で進められている行政だなど。私も、このごみ行政に対しては最初取り扱ってまいりました、資源物収集の問題等は、自分が最初に方向性を示したものです。その中で、どうして改善できないのかって。その時点はまだまだ十分に内容等が整っておりませんでしたので、そのために加治木にあります始良清掃センターのほうの事務局長という立場になってきて、その中でごみ行政に一生懸命取り組みました。その間に旧始良町において、へんてこな収集方法が確立されてきておったわけです。指導しましたのは、全て始良市ではなくて、旧3か町は同じようなやり方にしてくださいという指導をしました、その時点で。それにもかかわらず、全て違った方法で取って、旧始良町の立場が今の問題点でございます。

これをすでに改善しなさいというのは、簡単にできることなんです。市長の一言で済むんです。わかりますか、市長。

○市長（笹山義弘君） 行政の仕事を遂行する中で、何と言いましても自治の基本は自治会でございます。ですから、自治会の皆様方の協力なしには一つの事業も前には進みません。これが1つの自治会だけを対象ということであればそういうことでできるかもしれませんが、地区も3つにありますし、たくさんの自治会が存在するわけでありまして。その全ての自治会が協力いただく形を探りながら、遅滞なく業務を遂行するというのが私の任務であろうというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 設問が、答弁がなかなか進まないものですから、準備してきました質問が飛ばざるを得ません。

やはり、今回新たな資源物収集方法を昨年10月から12月にモデル自治会で試験的に実施されたアンケートの調査が行われていますが、このアンケート調査は何を目的として実施されたのか、具体的な改善は見当たらないアンケートであったと。

市民が本来望んでいる対策は、早急に改善すべきと思いますが、市長の見解を求めますということで2問目はつくったわけですが、それをさらっと流されました。やはり真剣に今回は最終的にどうしたらいいのかというところを、じゃあ次に考えます。

私は、始良市合併前から福祉政策の原点であるごみ行政のあり方について、高齢者世帯、独居老人、勤めに行かれる方々の負担にならない改善を求め続けてまいりました。当時60歳代の方が今は70歳、80歳代の超高齢化に達せられております。やはり、何回ともなく質問をいたしますが、早急にごみステーションでの取り扱いを実現されることを強く望みますが、市長の本当の本心をお聞かせください。そして、その対策は、担当課はどのように考えて今までのアンケートを取りまとめていかれるのかをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） このアンケートを取らせていただきましたが、そこはやはり民意を拾うということでもありますから、その2地区でありましたけれども、その方々の意見を尊重する形で、今後にごみ行政に進めていくということになろうというふうに思います。

そして最初の質問ですが、先ほども申し上げましたように、ここで私が、例えば蒲生方式とかそういう方式で始良地区を全部そろえてくださいと仮にお願いしたとしても、そこには自治会のご協力なしには一步も進みません。そういうことから、そこらのお願い、そして民意がそこに全部集約することになってくれば仕事としては可能でありますでしょうけれども、まだそういうことになっていないと言いますか、そのことがいいかどうかも含めてそういう方向性に総意がなっていないことであろうと思いますので、今後ともいろいろなご意見をいただきながらということになってこようと思います。

○23番（湯川逸郎君） 担当課の質問、出しましたが答弁がなならないので、次に私が質問いたします。

その回答の対策をどういうふうにするのかと言ったら、市民の立場に立った衛生協会があります。衛生協会でこういうことをもまれるんですか、今までに。もんだことがあるんですか。そのあたりだけお答えください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 今回のアンケートを集約しまして、衛生協会のほうに理事会側にて提案して報告していただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 初めてですね。初めてですね、衛生協会を使って改善策を担当するというのは、今までになかったことですよ。執行部でこれでよいかと、はいと、こういう方法でええかと。こ

れで衛生協会には黙っておったんです。今回は試験的にアンケートも取られましたので、これで熱心に取り組んで、本当にごみステーションでの取り扱いが実現することを望みます。

次に移ります。先ほどの運転試験場免許センターのことでございますが、これはやはり、市長との考えが恐らく同じような考えがあるんじゃないかと思っております。で、最終的に答えとして出てきたのが、場所の確保や道路などの整備も必要と考えますので、今後、インフラ整備の進捗を見ながら要望の機会を図ってまいりたいと考えていますという。じゃ、どこまで考えていらっしゃったのか、どこまで、私、この答えは回答書が出るまでの間におられたのか、答弁ください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えをいたします。

運転免許センターの誘致につきましては、先ほどの答弁でありましたように、新しくできるものであれば一番に手を挙げて、そしてまた移転地を探すと、移転の話があれば、またそれもそういった動きができるかと思えますけれども、今の段階ではやはりそういったときにはございませんので、県の動き等を見ながらということになるかと思えます。

また、利用者のことを考えますと、それは大変いいことであり、始良市に誘致できたらという思いは十分あるところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 2問目の問題を設定しました。

始良市は、高速自動車道や東西南北と連携が取れます。そして、加治木ジャンクション、それから桜島サービスエリアの始良インターチェンジ等ができあがるわけでございますが、またスマートインターチェンジが設置された計画等もあります。そういうものを総合的に勘案いたしますと、免許証交付に関する方々の利便性の面からも、現在、鹿児島市谷山にある県自動車運転免許センターは、免許の更新、失効、再交付、記載事項の変更、講習等の利用者は平成27年1月で、これはびっくりするぐらいの数字ですよ、1万6,130人、1日平均538人であります。平成24年、25年、26年の過去3か年間の平均利用者が15万7,272人、月平均1万3,106人、1日平均437人の利用者を持っております。

そうしましたところは、やはり、これ免許交付あるいはそういうものを受けられる方がそれだけです。それと同時に随行される方も相当いらっしゃいます。1日平均600人前後の方々が来訪されると考えられています。やはり、先ほどもありましたように、昼間人口の増加を図るということでございますので、さらに市の繁栄にもつながり経済効果が非常に大きいものと考えます。県央の町、始良市発展のためにも、誘致要望を県にされる考えはないか、市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 非常に経済的にも効果があるというふうに思います。したがって、そういう条件になってまいりましたら汗をかいてまいりたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 先ほどの答弁書の中で、やはり事前的に場所の確保や道路の整備という問題がありますということが書いてあります。やはり、インフラ整備の進捗を見ながらということでありますので、じゃあ今までにいろんな事業を持つてくるときに、加治木警察署と試験場との関係で、どこかいいところはないかなというようなことで模索されたことはありますか。

○市長（笹山義弘君） 県の施設でございますから、県のお考えで適地を探されるんだというふうに思

います。

- 23番（湯川逸郎君）　じゃあさかのぼりますが、体育館の誘致のときにはどうでしたでしょうか。あそこも県の敷地ですよ。あそこにしますよと。たまたま移転したから候補的にはなったということですが、やはり先先を読むような行政を始良市はしなけりゃいけません。だから、私はこういう質問をしています。
- 終わります。

- 議長（湯之原一郎君）　これで、湯川逸郎議員の一般質問を終わります。ここで、しばらく休憩します。10分程度とします。

（午前11時02分休憩）

- 議長（湯之原一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

- 議長（湯之原一郎君）　一般質問を続けます。

次に8番、田口幸一議員の発言を許します。

- 8番（田口幸一君）　　　　　登　　　　　壇

熱心に傍聴していただきありがとうございます。

今回、退職される小川総務部長、小野教育部長、安藤農林水産部長、池田工事監査官、田之上建設部次長、室屋議会事務局次長ほか、21名の方々が定年退職または自己都合で、3月31日付をもって退職されます。これらの方々は始良市発展のために尽力してこられました。このことについて、心より感謝申し上げます。

それでは、さきに通告した5問について質問いたします。

まず、質問事項1、始良総合運動公園の北門、これは訂正します。西側門、触田寄りの開門について。

要旨1、土曜日、日曜日、祝日のイベント時には、多くの自動車等で味のうえはらからファミリーマート始良城下店あたりまで交通混雑が見られます。交通渋滞を避けるため、これは北門は訂正。西側門を開けることはできないか。

2、この実態を市長はどのように捉えておられるか。

3、解決策を具体的に説明してください。

質問事項2、農業者年金について。

要旨1、加入の条件はどのようになっているか。

2、国民年金との関係はどのようになるのか。

3、経営移譲について説明せよ。

4、年金額は幾らか。

5、加入者は幾らか。

6、始良市、国、県の実態はどのようになっているか。

質問事項 3、都市計画街路森山線について。

要旨 1、今後の計画はどのようになるのか。

2、完成までに、幾らの予算が想定されるか。

質問事項 4、部分林の伐採について。

要旨 1、伐採の手続はどのようになるのか。

2、始良市と所有者との比率はどのようになるのか。

3、保安林の場合の伐採の手続はどのようになるのか。

4、木材の値段が幾らぐらいか。

5、伐採の際、森林組合や民間業者があるが、実態はどのようになっているのか。

質問事項 5、公共下水道建設について。

要旨、現在、始良市は合併処理浄化槽の普及に取り組んでいるが、将来、公共下水道にかえる考えがあるか。

要旨 1、私が住む近くの思川は、側溝から流れ出る付近は汚水がたまっている。やはり、公共下水道が必要だと考えるがどうか。

2、以前、始良町・加治木町公共下水道協議会がありました。合併して、蒲生町が加わったことにより、建設費は幾らかかるか。

後は、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

田口議員のご質問にお答えします。

ご質問のうち、1問目の始良総合運動公園の北門の開閉、開門についてのご質問につきましては教育委員会で、2問目の農業者年金についてのご質問につきましては農業委員会で答弁いたします。

3問目の都市計画街路森山線についての1点目のご質問にお答えいたします。

都市計画道路森山線は、昭和43年8月に都市計画決定され、その後、平成4年8月に変更決定されております。

松原地区から日豊本線を渡り、国道10号を交差して楠元に至る延長1,420m、幅員16mの道路であり、整備済み延長が454mとなっております。

今後の計画については、平成26年度から30年度までの予定で、森山線と接続する松原線を合わせた313mの区間を市街地の骨格となる都市幹線道路として整備を行います。

2点目のご質問についてお答えいたします。

全体事業費は、踏切の新設や国道10号との交差点などの整備があり、約23億4,000万円と試算しており、今回行う5か年の事業費は、森山線及び松原線の用地費、補償費及び工事費などで約2億6,000万円を見込んでおります。

次に、4問目の部分林の伐採についての1点目のご質問にお答えいたします。

伐採の手続については、市から部分林の設定許可を受けた造林者が部分林を伐採する場合は、市に部分林処分申請書を提出し、その許可を受けた後、造林者が立木を伐採、売却し、その収益を造林者と市で分収します。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市と造林者の収益分収の比率については、保安林の場合は市1割、造林者9割。山林の場合は市2割、

造林者8割であります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

保安林の伐採の手続は、部分林の造林者や伐採者が県に伐採許可を申請し、県知事が許可した後に伐採することができます。

4点目のご質問についてお答えいたします。

部分林の伐採後の収益は、木材価格や伐採搬出経費などが木材の品質や伐採場所などの条件により異なるため、その都度、部分林の処分申請時に造林者と市で協議し、収入から支出を差し引いた残金を造林者と市で分収しております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

木の伐採には、全ての木を処分する皆伐と森林整備のための除伐や間伐があり、始良整備森林組合や民間業者が行いますが、部分林の除伐や間伐の場合は国などの補助事業を活用することから、補助事業の事業主体である始良西部森林組合が行っております。また、皆伐の場合は、造林者が始良西部森林組合や民間業者から木材価格や伐採搬出経費などの見積もりを徴収し、伐採業者を選定しております。

次に、5問目の公共下水道建設についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、本市の汚水処理人口普及率は、平成25年度末で72.2%であり、そのうち、浄化槽は68.0%となっております。

ご質問の汚水は、合併処理浄化槽以外の家庭から排出される生活雑排水が原因と思われます。現在、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえを推進しており、1基につき9万円の上乗せ補助を行っておりますが、さらに、新年度からは、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への促進を図るため、この設置替えについても、新たに9万円の上乗せ補助を行うこととしております。

河川の水質浄化、錦江湾奥の水質保全のために、集合処理施設である農業集落排水処理施設の深水、豊留地区の処理区域拡大及び地域下水処理施設の維持・管理と合わせまして、合併処理浄化槽の普及・推進に努めているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

公共下水道については、加治木地区及び始良地区の約2,137haを対象に、概算の建設費が600億円を超えることなどを、平成23年第1回定例会において説明したところであります。

なお、蒲生地区については、集合処理施設より合併処理浄化槽の推進を図るべき地域として旧町時代から個別処理を推進しておりましたので、蒲生地区を入れた建設費の試算等は行っておりません。

以上のことから、公共下水道については、多額の整備費用と建設に約30年という長期間を要することなどと合わせまして、終末処理場の設置場所についても、昭和63年に設置された始良町・加治木町下水道協議会でも結論を得ることができませんでした。

現在、農業集落排水処理施設の深水、豊留地区の処理区域拡大及び地域下水処理施設の維持・管理と合わせまして、個別の合併処理浄化槽の普及、推進に努めているところでありますが、今後も、公共下水道事業のあり方について協議検討を行ってまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の始良総合運動公園の西門、触田寄りの開門についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

始良総合運動公園は、イベント等が重なった場合、帰宅する車で交通渋滞となり、高速道路側に出

る西側の門を解放するよう、利用者及び周辺住民からの要望がありました。

西側へ出る道路は、これまで利用がなく、道路へ枝がさしかけて幅員が狭くなっておりましたので、昨年12月に、枝の伐採を行い、本年1月中旬から終日開放し、運動公園利用者にも周知しているところであります。

○農業委員会会長（小麥田眞一君） 2問目の農業者年金についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

農業者年金制度は、国民年金の被保険者である農業者に対し年金の給付を行うことにより、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者年金事業を通じて、農業の担い手を確保するという、農政省の目的を合わせ持つ制度であります。

農業者年金の加入条件は、国民年金の第1号被保険者のうち、保険料納付免除者を除く方で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できますが、国民年金の保険料を納めていることが加入の条件になります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

経営移譲は、旧農業者年金制度の加入者で自分名義で所有または借り入れている農地の面積が30a以上ある方が、後継者か第3者にその権利を譲り渡したり、貸したりして、全ての経営農地を後継者に引き続き、農業経営から引退することです。また、単に、農地等の権利名義を移すだけでなく、農業経営自体も後継者に移すもので、これらにかかる諸名義を全て変更しなければならないとなっております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

年金額については、加入年数や条件がそれぞれ異なっていることから、一概には言えませんが、農業者年金基金が示している試算の一例を申し上げますと、20歳男性が、月額保険料2万円を政策支援の保険料補助を受けながら40年間納付し、65歳から受給したときの年金受給は年額で約75万円になるとしております。

5点目と6点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の農業者年金の加入者数は、先月末日現在で11人、県で2,605人、全国は7万8,917人となっております。

以上で、答弁を終わります。

○8番（田口幸一君） それでは、通告順に従って再質問を行います。

始良総合運動公園の西側門、触田寄りの開門については、私は現地調査をしましたが、この門は、平成27年1月17日に開門され、樹木がきれいに両サイドが伐採され、きれいになっておりました。

そこで、質問いたします。

味のうえはらの前を、加治木町の株式会社山藤建設が工事を現在施工しているが、このことにより、交通渋滞が幾分解消されると、私は考えますが、どの程度、解消されると、市長はお考えですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

県道の十三谷・重富線の森山交差点の改良でございますが、2月5日からの工期で、現在、工事を進めております。

事業の内容といたしましては、右折車線を設置いたしまして、大体、右折車線に車が2台から3台滞留するような規模の交差点改良でございます。

その事業効果と言いますか、それは、まだ、その工事が終了しておりませんので、どういう効果が出るというような、一概に言えないんですけども、森山交差点の方向に来る車が結構多ございまして、その関係で渋滞をしておりますので、それを考えますと、右折車線ができたことで、ある程度の効果は得られるというふうに思っております。

○8番（田口幸一君） 現在、株式会社山藤建設の大型重機がとまっている、あの土地の面積は、市有地だと思うんですが、面積は幾らですか。また、工事の工期はどのようになっておりますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） まず、工事の工期でございますが、先ほど申しました2月5日から7月9日まででございます。

それと、東側の土地の面積でございますが。

○8番（田口幸一君） 議長、もう、時間がたちますから、後でも。

○建設部長（岩穴口弘行君） すいません、147m²でございます。

○8番（田口幸一君） 総合運動公園の体育館、多目的広場、野球場、テニスコート、陸上競技場でどのような催しがあるのか。これは、最近の実態で結構です。

○教育部長（小野 実君） テニスに関しては、もう市民の方々がいつも利用されて、今回、芝のほうの張りかえも行っております。

体育館については、先週については、県のバスケットボール大会とか、それが、そういう形のものがあり、性質として、たしか、先週の土曜日、うまいもん市が体育館の中であったと思う。そういう行事と、野球場に関しましては、今、大学の4大学がキャンプを行っておりますので、その関係だという。

だまかには、そういう、大きな大会以外については、市民の方々がバレーボールとか、そういう競技をちょっと練習したりするような体制で、今、しているところでございます。

○8番（田口幸一君） 今、小野部長のお話にも出てきましたが、先日、実施されたあいらん家まるごとフェスタには1万人の人出があったとします。これは、ちょうど、私が現地調査に行ったときに、久保企画部次長がそのように話をされました。

そこで、お尋ねをいたします。

1万人の人出があるということは相当な車が入り込んで駐車したと考えますが、その1万人の方々の駐車場は足りたのか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

正式名称は、あいらん家まるごと博覧会と申しまして、1万人を超える来場者があったと。たしか、

現地に来られたときにお話をした記憶がございます。

駐車場につきましては、多目的広場並びに第1、第2、第3、第4、第5ですかね。全ての駐車場を借りまして、森山の入り口が一方通行にしまして対応いたしました。

それらのおかげで、今回、教育委員会のほうで、西の門を開門していただいた関係もございまして、スムーズに車が流れたと、このように考えております。

以上です。

○8番（田口幸一君） 今、久保次長の答弁では、通路までとめたということです。そこで、お尋ねをいたします。

さらに、もう、敷地はあるかないかわかりませんが、さらに、新しい駐車場を確保する考えはないか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 新しい駐車場の建設でございますが、具体的な計画と言いますか、まだ、はっきりとしないところですけども、考える中では、敷地の北側のほうに駐車場あるいは多目的広場を建設できたらというふうな考えはございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） それでは、大きな項目、2番目の農業者年金に移ります。一問一答方式ですから、1、積立方式確定拠出型とはどのような制度か。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えいたします。

現行の農業者年金は積立方式と言われておりまして、加入者みずからが納めた保険料は、将来のみずからの年金給付に使われるということでございます。

また、みずからが積み立てた保険料とその運用益により、将来、受け取る年金が事後的に決まるのが確定拠出型でございます。

この積立方式確定拠出型の財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数に変化しても、その影響を受けない財政的に安定した年金であると言われております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 次に、経営移譲している家族はどれくらいおられるのか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えします。

経営移譲の件数でございますけども、現在、農業者年金を受給しておられる方162名のうち、経営移譲をしておられる方は加治木地区で35名、始良地区で42名、蒲生地区で49名の、合計126名となっております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 次に、認定農業者などの要件を満たせば、保険料の一部を国が補助し、経営継承すると、補助金を自分の年金として受け取ることができる支援もあるとなっておりますが、このよ

うな方々が、始良市に何人、または、何組おられますか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えします。

政策支援のことだと思いますけれども、始良市で政策支援を受けておられる方は、認定農業者で青色申告をされている方に該当する方が、始良地区にお二人、それと、蒲生地区にお一人の、合計3名がいらっしゃいます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 農業者年金に加入しておられる方々は、どのような作物をつくり、経営規模はどのようになっておりますか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えします。

年金加入者の経営の状況と経営規模についてでございますが、年金加入者のうち、待機者を除く加入者のつくっておられる作物につきましては、品目数が非常に多ございまして、詳細には申し上げられませんけれども、大きく分けまして、主に、水稻、施設園芸、有機野菜等を作付されていらっしゃいます。

経営規模といたしましては、施設園芸、有機野菜、路地野菜などの経営面積が約1.4aから6aの範囲です。それと、水稻の方が約250aから450aとなっております。なお、この中には、畜産農家も含まれておりまして、繁殖牛を二十数頭飼育されています。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 次に、加治木地区、始良地区、蒲生地区での農業者年金の実態はどのようになっておりますか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えします。

地区ごとの加入実態についてのご質問になってはいますが、待機者を含めた加入者の実態で申し上げますと、加治木地区が1名、始良地区が4名、蒲生地区が6名の合計11名となっております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、事務局長の答弁と、それから、先ほど、小麥田会長が答弁された、この先月末現在で11人あるということは、これは非常に少ないと、私は考えるんですが、新規加入の手だてを、今後、どのようにお考えですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） お答えします。

農業者年金の新規加入の手だてをどうするかということでございますが、農業委員会では委員さん6名で組織します農業者年金加入推進グループを編成しておりまして、加入推進を図っています。

主な活動内容といたしましては、旧3町の地区ごとに2名の委員を配置いたしまして、それぞれの地区において、加入対象者に制度の説明や加入のお願いをさせていただいております。

また、毎年2月を加入促進月間と定めまして、戸別訪問による加入のお願いですとか、制度の周知

をしております。また、同時に、広報紙でも掲載しながら、制度の周知に努めているところでございます。

今のところ、直接、加入につながった例はございませんけれども、今後も引き続き、農業者年金の加入促進には力を注いでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 次に、都市計画街路森山線に移ります。

先ほどの市長の答弁で、この答弁書の2ページですけど、全体事業費は、踏切の新設や国道10号との交差点などの整備があり、約23億4,000万円と試算しており、非常に大きいですね。予算が。

そして、今回行う5か年の事業費や森山線及び松原線の用地費、補償費及び工事費などで、約2億6,000万円を見込んでおります。これも大きいです。

この23億4,000万円、それから、2億6,000万円というのは、これは、多分、国庫補助金とか、起債とか、それに自主財源をつぎ込むというふうになると思うんですが、その割合はどうなりますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

まず、全体事業費でございます。

この事業は、社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、事業を進めたいというふうを考えておりまして、この交付率が55%でございます。残りの事業費の90%が起債、その残りが一般財源ということでございまして、23億4,000万円の場合、交付金が12億8,700万円、起債が9億4,770万円、一般財源が1億530万円というふうになります。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） この都市計画街路森山線の、これは楠元地区に至るといふ。それから、松原地区から日豊本線を渡り、具体的に起点と終点はどこかお尋ねいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 街路の決定されている場所と言いますか、これは地番までは、ちょっと打ち合っておりません、西餅田字下松原が起点でございます。終点が西餅田字楠元というふうになっております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 西餅田字とか、具体的に、例えば、あそこに田んぼがありますよね。性原寺のあのあたりから、そして、西餅田の終点は、とみよし商店とか、そんなふうに説明してもらいたんですが。

○建設部長（岩穴口弘行君） まず、起点側、ちょっと目標物がなくて、よく、説明ができないんですけども、現地に行きますと、部分的に田んぼが残っているところございまして、周りは、もう、住宅地になっております。その残っている田んぼのところでございます。

それと、終点側が、これも、目標物がとみよし商店の東側になります。

○8番（田口幸一君） 田んぼがあるところが起点で、終点はとみよし商店前ということですね。今、笑いがこぼれてきましたが、議会はこのように和やかなうちに開かれるというのが、一番いいんじゃないかと思います。

そこで、次の質問に入ります。

J P九州を踏み切ることになると考えますが、踏切部分の設計はどのようになるのか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今回の5か年の中では、松原線が172m、それから、森山線が141mということでございまして、J Rとの踏切のほうは、まだ、事業に入る予定はございませんので、まだ、設計ができていないところでございます。

○8番（田口幸一君） それでは、このことについて、最後の質問に移ります。

この都市計画街路森山線は、今の起点と終点はわかりましたが、終点はとみよし商店の前ということですが、始良市道城瀬東線というのがありますけど、将来、これとつながらないのですか。どうですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） この森山線は、街路の楠元線とつながる予定でございます。

○8番（田口幸一君） 森山線を終わります。

次は、大きな4の部分林の伐採について、杉、檜などがあるが、樹齢は何年ぐらいになっているか。この部分林ですね。

○農林水産部長（安藤政司君） 部分林の樹齢等につきましては、林務水産課長が答弁いたします。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 部分林の杉、檜の樹齢ですが、ほとんどが40年から60年の杉、檜であります。

以上です。

○8番（田口幸一君） これを切り出す場合、作業路とかいろんな道路があるかと思うんですが、場所によって、条件が違うと言われたが、これが木材の価格にどのように影響してきますか。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 木材価格には影響はありませんが、市長が答弁されましたように、場所によって条件が違いますと、木材を搬出する経費などが異なりますので、木材価格から経費を差し引いた収益には影響がでてきます。

以上です。

○建設部長（岩穴口弘行君） 部分林の所有者は、ほとんどの方々が高齢化しておられると、私は考えます。また、数人の共有になっているところもあります。行政として、どのように指導、助言、支援していく考えですか。

○農林水産部長（安藤政司君） 行政としての考え方ということですので、私のほうで答弁させていただきます。

部分林の造林者の方は、議員おっしゃるとおり、高齢化されておれたり、お亡くなりになっていらっしゃるというのが実情でございます。部分林契約の名義の変更や期間満了のときなどに、市のほうでは、個別に対応いたしております。

今後も、造林者の方から、部分林契約の変更や処分の手続などの相談があった場合に、お話を聞きながら、現地に出向いたりして、指導、助言していく考えであります。

また、支援につきましても、部分林の、全部を切るという皆伐の経費については支援しておりませんが、除伐、間伐につきましては、国、県の補助の活用や市も上乘せしまして助成するなどの支援をしているところであります。

以上です。

○8番（田口幸一君） よくわかりました。

このような部分林がたくさんあると思うんですが、始良地区、加治木地区、蒲生地区にどのように存在しておりますか。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 市内の部分林の箇所と面積でございますが、26年の、去年の3月末の件数と面積につきましては、始良地区で310件、そして、284haでございます。蒲生地区が939件で、606haでございます。加治木地区につきましては、部分林はございません。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 部分林の所有者に対して、よく保安林とか部分林というのは、手続きがわからないという、私が回って見たら聞かれる人が多かったです。

ですから、行政としてこのような部分林、保安林の持っておられる方たちに対して、行政として説明会を開催する考えはないですか。

○農林水産部長（安藤政司君） 部分林あるいは保安林、そういう所有者の方への説明会の開催ということでございますが、特に現時点では説明会の開催というのは考えていないところです。

ただし、現在、市のほうでは部分林の造林者の方に対しましては、先ほども申しましたが、契約の変更事務の手続きあるいは農政座談会や広報紙等を通じまして周知をしているところでございます。今後も、個別の対応もしくは広報媒体を使つての周知ということに務めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、残り時間が14分ですが、このまま一般質問続けますか。

○8番（田口幸一君） はい。よろしく申し上げます。

○議長（湯之原一郎君） このまま一般質問を続けます。田口議員。

○8番（田口幸一君） それでは、最後の公共下水道についての再質問をいたします。

市長のスローガンとして「県央の良さを活かした県内一暮らしやすいまちづくり」というふうになっておりますが、2級河川、思川は家庭排水でいつも汚れております。鹿児島市から転入してこられた方々は、どうにかならないかと話しておられます。

そこで、鹿児島市、霧島市の公共下水道の普及率はどのようになっておりますか。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

鹿児島市の公共下水道は78.7%、浄化槽が13.1%、コミュプラが0.2%、合計で92.0%です。霧島市は、公共下水道が28.9%、浄化槽が44.5%、コミュプラはありません。合計で73.4%です。

以上です。

○8番（田口幸一君） 先ほどの市長の答弁で、始良地区、加治木地区で600億円を想定していると。

蒲生地区は、合併処理浄化槽を考えているから試算をしていないというふうには先ほど答弁されましたが、この600億円という金額は大きいと。そして事業は、30年ぐらいの年月を必要とするというふうには先ほど答弁されましたが、この600億円のお金、予算、30年ぐらいというのは、長い、非常に長いスパンだと思います。

ですから、この30年、600億円というのは、始良市内の業者が、この公共下水道にあたる業者は、安心して計画的に仕事ができる非常に助かるのではないかと考えますが、このことをどのようにお考えですか。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

いわゆる経済波及効果ということで認識いたしておりますが、仮に、この600億のものを30年で仮に実施するとした場合には、新たな需要が生じるわけですので、需要が生じたその業者さんだけではなく、原材料の取引を通じて関連する他の産業にも波及していくものと思います。

また、これらの生産活動の結果生じる雇用者の所得というのが、また消費、支出として新たな需要を生み出していくものと思ひ、さらに生産を誘発していくものと考えております。

そういうことで、金額的にはわかりませんが、請け負った業者のみならず、いろんな関係の方への波及効果はとても大きいものというふうには考えております。

以上です。

○8番（田口幸一君） 私は、昨日午後、霧島市の下水道課に行って勉強してきました。そこで霧島市は、国分地区、隼人地区、牧園地区で工事を施工し、先ほど答弁がありましたように普及率は約29%となっており、平成23年度まで国の認可をもらって現在2,600億円投資してきたということで、笹峯係長が説明してくださいました。

そこで、始良市水道事業部には下水道課が設置されました。これは2年前からですか。農業集落排水事業は、豊留地区を27年度は施工するという、それは結構なこと。何も私は言いません。

ですから、繰り返しますが、下水道課が設置され、下水道課長も立派な方が配置されております。ですから、農業集落排水事業とかそれを進められることは、いいわけです。これも小さな下水道事業になりますので、それは評価します。そのことは。

しかし、公共下水道事業に取り組む今後一日も早く、答弁では、まだ合併処理浄化槽の普及にそれ

項目 2、公共交通の充実について。

現在のふるさとバス、循環バス等の通行は採算性を度外視して、高齢者等の健康福祉面の向上を目指して効果を上げているようである。しかし、まだ公共交通として、使命は道半ばである。もう少し市民の要望を反映させ、路線を考えるべきではないか。

要旨 1、バス運行の採算性について、その内容を具体的に説明せよ。

要旨 2、市民の要望・意見はどのような方法で把握しているか。

要旨 3、最近、高速道路の山手側にクオラ病院が開業し、循環バスコースに入れることはできないか。

要旨 4、バス通行の空白地帯はどのように把握しているか。

要旨 5、今後の空白地帯の解消についての見解を問う。

要旨 6、公共交通政策の公平性と空白地帯の解消との整合性をどのように図っていくか。

項目 3、森山交差点の整備促進について。

過去の議会で森山交差点の整備について、私を含む同僚議員も数回要請してきた。昨年から測量を実施している様相が見受けられた。

要旨 1、交差点の整備についての進捗状況はどうなっているか。

要旨 2、交差点整備の構想について具体的に説明せよ。

要旨 3、交差点整備により、どのような効果がでるか。

項目 4、土曜授業事業の再開について。ことしから全国的に土曜授業を再開される。このことについて基本的な見解を問う。

要旨 1、土曜授業再開について、課題を具体的に項目を挙げて説明せよ。

要旨 2、政策の変更について、地域・学校の反応はどうか。

要旨 3、地域行事との調整はどのように行っているか。

要旨 4、教育関連団体との調整はどのように行っているか。

要旨 5、土曜授業再開による教育効果をどのように考えているか。

これで、壇上からの質問を終わります。2 件目からは、質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、4 問目の土曜授業再開についてのご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1 問目の中山間地の活性化についての 1 点目と 2 点目のご質問については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

我が国においては、世界に前例のない速さで高齢化が進み、世界最高水準の高齢化率となり、超高齢化社会を迎えております。

本市におきましても同様の状況であり、議員ご指摘の下名地区だけではなく、「県内一暮らしやすいまちづくり」を進める本市にとって重要課題の一つであると認識をしております。

この地域でも高齢化が進み、人口減少も著しく、最近では唯一のスーパーであった J A 関連の A マーケットが撤退したことにより、日常の買い物にも困難を来す高齢者が増加していることは承知しているところであります。

これらの問題は一過性の対策ではなく、永続的に行政と地域が協働して取り組む必要があると考えております。

市といたしましては、現在山田小学校、中学校の児童生徒の確保や、地域の活性化を目的とした市営住宅の建設中でもありますが、地域の念願でもある小売店舗の誘致も引き続き取り組んでいるところであります。

また、地域資源を生かすコミュニティービジネスのノウハウを提供することなども考えられます。地域にあっては、一部のスーパーなどが行っている宅配サービスを利用する際は、地域の人々を介するなど、地域の支援を受けて利用するといった方法があると考えております。

さらに市内17校区の区割りにより、自治会に加えて、消防団、女性団体、PTA、福祉や体育関係など支援に根差す各種団体が力を合わせた組織となる校区コミュニティ協議会の構築を目指し協議が続けられております。

まちづくりは、市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となる各地域が活性化することが市全体の活力の源泉となります。

市といたしましては、17校区全てがこれまで以上に活発に活動できるよう支援し、自助、共助、公助を基本とし、地域格差のないそれぞれの地域の特性を踏まえた市民と協働した一体感あふれるまちづくりに取り組んでいくことが重要課題と捉えております。

次に、2問目の公共交通の充実についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市においては、蒲生、加治木地区のそれぞれの循環バス及び始良地区のふるさとバスと上名地区乗り合いバス、そして総合支所を結ぶ3庁舎間巡回バスなどのいわゆるコミュニティバスに加えて、民間の自主運行バスやタクシー業者が共存する形で公共交通が形成されております。このコミュニティバスの採算性については、民間バス等による運行路線の廃止に伴い、生活路線として、市の委託や補助によってバスの運行が維持されておりますので、乗客の運行収入だけで年間運行経費を賄うことはできない状況であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市民からの意見、要望等については、担当課である地域政策課や、加治木、蒲生の両総合支所の地域振興課、もしくは市長と語る会の開催時に直接申し出てこられる方や、手紙または広報あいらの「読者の声」に投稿される方もおられます。また、バスの運行业者からの情報などいろいろな方法で把握しているところであります。

3点目のご質問についてお答えします。

クオラ病院へのコミュニティバスのコース乗り入れについては、開院当時にも関係者からの要望がありましたが、現時点においては道路事情等のこともあり、予定はしていない旨の回答をしたところであります。今後、イオンタウンの開業や道路事情等も考慮し、南国交通の自主運行バスへの要望も含め検討してまいります。

4点目から6点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市におきましては、交通空白地帯に関する定義はありませんが、路線バス等が運行していない地域や、既存バス亭から離れている地域であると考えております。また、以前から松原地区などからバス運行についての要望があることは認識しているところであります。

これらのことから、交通空白地帯の実態把握を含め、その解消や交通弱者である高齢者等が安心して過ごせる地域づくり推進のため、平成27年度において、交通事業者や警察、運輸局等の交通専門家

などで構成する地域公共交通会議を立ち上げることであります。

住民の意向や要望の把握をしながら、本市の公共交通のあり方についての協議を進め、市内全域での交通利便の確保、向上に努めてまいります。

次に、3問目の森山交差点の整備推進についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

森山交差点改良工事は、始良伊佐地域振興局の発注により、交差点を中心とした渋滞解消を目的として実施されるものであり、交差点から重富側へ約50mの区間の交差点改良を行うものであります。

内容については、北方向車線に新たに右折車線を設置することや、付随する信号機の移設及び水路整備などが明許繰越により実施されます。事業期間は交差点改良工事を本年7月上旬、水路補強工事を平成27年度末までに完成予定とされております。なお、工事の進捗率は、2月末現在で5%となっております。

○教育長(小倉寛恒君) 4問目の土曜授業再開についての1点目のご質問についてお答えいたします。

平成14年度からの完全学校週5日制の中で、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で児童生徒を育てることに取り組んできたことで、地域の体験活動やスポーツ活動、習い事、学習塾に通うなど、土曜日にさまざまな活動を行っている児童生徒がふえております。

しかしながらその一方で、ゲーム機器や携帯、スマートフォンに興じたり、テレビ視聴に終始したりするなど、土曜日を有意義に過ごすことのできない子どもたちも多く、児童生徒の土曜日の過ごし方が二極化している状況にあります。

教育に関しましては、地域間格差や経済格差によって子どもたちに将来的に負の要因を負わせないよう、学習環境の整備に努める責務があります。

市教育委員会といたしましては、これまで実施してきた学校週5日制の実績や、成果・課題等も十分に踏まえ、教職員等の勤務形態等も十分に考慮しながら、保護者や地域の方々及び各種団体の方々に土曜授業についての理解を深め、協力をもらうことが重要であると考え、その趣旨や内容を説明するとともに、協力要請を進めているところであります。

2点目のご質問についてお答えします。

保護者や地域の方々の反応については、昨年9月実施された県政モニターアンケートの回答によりますと、「土曜日に小中学校で授業を実施したほうがよい」との回答が全体の8割を超えており、保護者・地域からの土曜授業に対する期待は大きいものと捉えております。

また、各学校の校長を初めとする教職員は、土曜授業の目的や趣旨その内容等について理解し、意欲的に取り組もうとしております。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えします。

今回の土曜授業実施は、毎月1回、原則として第2土曜日に3時間の授業を実施するものであります。市内の各小中学校におきましては、平成27年度は10月からの実施を予定しており、校長を中心に具体的な実施日や時間、内容等について地域行事等などの調整を十分に図りながら計画しているところであります。あわせて、スポーツ少年団などの社会体育団体などに対しましては、教育委員会から趣旨や内容を説明しながら調整をお願いしているところであります。

5点目のご質問についてお答えします。

土曜授業では、例えば、これまで平日の午前中に行っていた持久走大会を土曜日に実施することで

保護者が参加しやすくなり、その分、平日の授業時数が確保されることによって、学校の教育活動にゆとりが生まれるなど、学校生活が落ちつき、学習効果が得やすくなることが期待されます。

これらのことから、児童生徒一人ひとりの生きる力の育成を目指す各学校の教育課題を解決するためには、土曜授業を活用した教育課程全体の見直しを図り、指導の充実を図ることができるものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○10番（本村良治君） まず、答弁書に沿って尋ねてまいります。

2回目の質問です。

まず、現在山田地区、下名地区は家や関連のAコープの跡が空いておりますが、後の流用については、協議、JAとなされていますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在Aコープ跡につきましては、土曜、日曜日、地域の方がお店を出されていると思いますが、特別私どものところで協議はいたしておりません。

○議長（湯之原一郎君） JAとどういう協議をしているか。

○10番（本村良治君） はい。協議を。

○企画部長（川原卓郎君） 今後の利活用につきましては、私どもとJAのほうとの協議はいたしておりません。

○10番（本村良治君） おりません。

○企画部長（川原卓郎君） はい。

○10番（本村良治君） まだ。

○企画部長（川原卓郎君） はい。

○10番（本村良治君） JAを含めて、かかし館との連携はどうなっていますか。かかし館。山田にある。

○企画部長（川原卓郎君） 具体的な取り組みを引き出すか。

○10番（本村良治君） はい。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

地域の方が自主的に運営をされておると思いますが、地域でとれた野菜とかが主な販売品であると思います。肉とか魚は取り扱われていないと思います。

○10番（本村良治君） そのことについて、市からの、支援は何もありませんか。支援の問題。支援。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

市のほうから特別な支援というのはいたしておりません。

○10番（本村良治君） 今後の支援は何も考えませんか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

市長が先ほど答弁に上げましたけれども、今の質問はかかし館についてでございますが、かかし館も今後につきまして、具体の支援をしていく考えがあるかということについては、今後検討してまいりたいと思いますけれども、要するに、小売店舗の誘致について、どのようなことを考えているのかというようなことについて、お答えしたいと思いますけれども、いわゆる県道を、あそこを通っている県道を、伊集院蒲生溝辺線の交通量が非常に最近多くなっているという地元の声を受けまして、コンビニエンスストアの進出可能性調査というものを運営会社に行っていたいただいた経緯がございます。その結果につきましては、地元の声ほどの交通量が、はっきり申し上げまして、なかったということで、採算性等について厳しい状況というようなことがございました。

現在取り組んでいる内容といたしましては、小売店舗が協働して取り組む、いわゆるボランティアチェーンとか、校区コミュニティ協議会との連携というようなことを視野に入れまして、多面的な要素から引き続き検討を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○10番（本村良治君） 答弁書2ページに、中ほどに小売店舗の誘致に取り組んでいくところという下りがありますが、この計画をもう少し詳しくお願いします。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） ただいまお答えいたします。

ただいま申し上げましたことの繰り返しになりますけれども、いわゆる小売店舗というような形態について、ボランティアチェーンそれから校区のボランティアチェーンの運営の可能性、それから校区コミュニティ協議会の方々の地域力による連携はできないものかというような、さまざまな多面的な角度から現在検討を進めているということで、表現としましては取り組んでまいりますというようなことでございます。

○10番（本村良治君） はい、了解。

バスの運行ですか、これは採算をとるにはどのような運行の形態と所要額どのぐらいあればいいわけですか。そこを具体的に。運行のこと。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在、地域のコミュニティバスと申しますか、それには市のほうで補助金、もしくは委託をして運行をしているわけですが、そもそも在来の公共バスがあったところの丸尾線廃止等に伴いまして、そういった形態で運行しているわけでごさいます、採算性というのはもう非常に難しいというか、とれない状況でごさいます。

あと、ニーズに応じて走らすということ、乗ってもらう方が多くなればそれだけ収入はあるわけですが、そういったことから、廃止なされた路線ということで、なかなか採算性は望めないところでごさいます。

○10番（本村良治君） バスの補助はどれぐらい、1社当たり出ていますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） 地域政策課の柘野でごさいます。

ただいまのご質問にお答えいたしますが、1社当たりということでごさいますけれども、今、市内では6系統のバスを走らせております。加治木、蒲生、蒲生の大山乗り合い、始良のふるさとバス、上名バス、それから3庁舎間という6系統を走らせているわけですが、この補助委託料につきましては、運行収入を差し引いた額ということでやっております、6系統の総経費がちょうど4,000万ぐらいです。運賃収入が約1,000万ということで、市からお支払いしてる補助金、委託料がほぼ3,000万ということで、補助、委託をしているところです。

以上です。

○10番（本村良治君） そこで、乗車率を高めるため、どんな努力を今やっていますか。乗車率を上げる具体的な取り組みをお願いします。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） ただいまの乗車率を高めるためということでごさいますけれども、ただいま市長の答弁にもごさいましたけれども、いろいろ要望がさまざまごさいます。それを受けまして、毎年、毎年といいますか、システム検討委員会を行っております。その中で改正できるものについては、路線改正をしたり、市民のニーズに応えるということで、改正をしておりますけれども、なかなか要望は多いんですけれども、乗っていただく方が少ないといいますか、運行形態がその生活に合わなくなっているのもごさいます、先月検討委員会を行いましたけれども、27年度において公共交通会議を開き、専門家を入れての会議を行って、どのようにしたらいいかということで検討してまいりたいということでごさいます。

以上でごさいます。

○10番（本村良治君） 今出てきた、この交通公共会議というのが出ましたが、このメンバーは何人ぐらいでしたか。メンバー。構成員。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） お答えいたします。

公共交通会議につきましては、地域の住民ということで、今システム検討委員会を行っている中には、住民の方々だけでございますけれども、その検討委員会の代表者、それからバスの利用者、それからバス事業者、運転者の組織のメンバー、それから警察、道路関係者、そういった関係機関の委員を入れて、ほかの市町村でも会議を行っておりますけれども、メンバーの数は違いますけれども、そういった専門家を含めての会議ということでございます。

以上でございます。

○10番（本村良治君） この公共交通会議に、あとどんな機能を持たせますか。機能。あるいは権限。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） その会議にどのような権限を持たせるかということでございますけれども、この公共交通会議は、道路運送法に基づくものでありまして、その地域のニーズに応じた運行体系やサービスの水準を協議をしたり、運賃等についての協議をしたりということで、各関係機関との合意形成をする場ということになっておりますので、その結果といたしましては、いろいろな改正の手段などが簡略化されたり、弾力化がとられるということで、あとの処理の部分が合意形成ができています分、変更がしやすくなるといったようなことでございます。

以上でございます。

○10番（本村良治君） 答弁書の2ページのほうに、クオラ病院のことについて道路事情が書いてありますが、これを具体的に説明してください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

市長の答弁の中でございましたけれども、現状を見ますと、バスの運行は交通道路整備等、現在の状況では難しいということで、道路整備の状況を見ながら、そういった形でまた公共バスも走らせられないかそういった協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（本村良治君） 具体的に、どこの場所が運行に差しさわりのあります。どこが。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

市道の名前はちょっとあれなんです、今現在イオンタウンも建築が始まっているんですけども、そういった一連の工事が竣工した後、そのクオラ病院とイオンタウンの間、またちょうどボックスのあたりとかそういったところの状況を見て進めていきたいというふうに思っております。

○10番（本村良治君） 同じく答弁書2ページ、森山交差点の関係ですが、工事が今、進捗率5%ということですが、どのように今変わっていますか。進捗状況を詳しく。

○建設部長（岩穴口弘行君） 進捗状況、進捗率、今、5%ってということですが、今、工事のほうは舗装に型が入ったというふうな状況でございます。あとは現場事務所とかそういうのが、この現場の近くに設置されている、準備工というんですけども、それが設置されている、そういう状況でござい

ます。

○10番（本村良治君） では、土曜授業のほうに移ります。

答弁書の2ページ、教育に格差を持ち込まないということは私も賛成ですが、ここの中で代休措置はどうなります。代休は。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

教職員の勤務のことについてということですが、土曜授業は教育課程に位置づけられていく授業日でございます。当然教職員も勤務することになるわけですが、ただし、もともと土曜日は週休日でございますので、土曜日に勤務することになりますと、週休日の振りかえを行うということが必要になってまいります。

週休日の振りかえにつきましては、県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定という通知が来ておりまして、その中では、長期休業中への振りかえを可能にするなど、振りかえ期間の拡大を目的に、規則の改正が行われてまいりました。

その中で、土曜日に勤務した分の週休日の振りかえということで、勤務した土曜日の、出勤した日の前8週の期間、そして後ろ16週の期間内で振りかえをとることができるということで、長期休業期間中に振りかえ休日をとるといような形で考えているところでございます。

○10番（本村良治君） では、土曜授業を行った場合、翌日に地域の行事を行う場合は、子どもたちは1日休みはないわけですね、1週間。そういうことを配慮する必要はありませんか。

○教育長（小倉寛恒君） 今、土曜授業に関しましては、第2土曜日に実施するというので、そういうことで、さまざまな子どもたちが今活動しているこのスポーツ関係、その他の団体に対しましては、第2土曜日は授業をいたしますので、その辺については配慮してくださいというお願いをしているところでございます。だから、続けてその土曜日の授業、それから日曜日でもまたスポーツ少年団の活動があるという状況にならないようにそれはお願いをしているところでございます。

○10番（本村良治君） 最後に、この土曜授業の再開で、教育的な効果はどのようなことが予定されていますか。予想。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほどの答弁書の中にもございましたけれども、効果としては、やはり4月から実施いたしますと、28年度からは30時間確保されるわけでございます。その分、やはりゆとりができてくると。先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、例えば、今、金曜日の午前中、持久走大会をやっていると、それを土曜日に移すことによって、金曜日の午前中授業ができるわけでございます。土曜日にその行事を持ってくことで、そういったゆとりができてくる。

例えば、子どもたちが算数の習熟度がはかばかしくないとすれば、その分時数が確保されるわけでございますので、学力の伸長にもつながっていくと。

にわかには大きな効果が出てくるとは思いませんが、これを継続していくことによって、将来的には大きな影響、効果があるものというふうな期待をするところでございます。

○10番（本村良治君） では、これで私の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これでは、本村良治議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。約10分程度とします。

（午後1時54分休憩）

○事務局長（大迫 久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時04分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

4番、竹下日出志議員の発言を許します。

○4番（竹下日出志君） 登壇

生活者のための政治を推進します、公明党の竹下日出志でございます。

2011年、平成23年3月11日午後2時46分、東北三陸沖を震源地に発生した地震は、過去に類例を見ない、まさに空前絶後の巨大地震でありました。これに連動して発生した巨大津波は、東北・関東の太平洋沿岸部を一瞬のうちに飲み込み、そのすさまじい破壊力は東京電力福島第一原子力発電所の全電源を喪失させ、そして大量の放射性物質を大気中に放出するという未曾有の事態を招きました。長く信じられてきた原子力発電の安全神話が崩壊した瞬間でした。

本日は、東日本大震災の発生から4年がたとうとしております。今、改めてあの日とその後の日々を振り返るとき、未曾有の災害が日本社会にもたらしたものの大きさと重さに慄然とさせられます。1万数千人もの尊い命が一瞬のうちに失われました。今なお、約2,600人近くの方々が行方不明のままです。ご遺族の皆様の悲しみ、悔しさ、無念さはいかばかりか、改めて心よりお見舞いを申し上げますとともに、衷心より哀悼の誠を捧げたいと思います。

被災された方は4年前の幸せな生活を取り戻したいと切実に願い、新しい出発に希望を持ちたいと懸命に努力されておられます。私たちはその方々に寄り添い、語りあうことが心の復興につながるのではないのでしょうか。被災地の復興を急がねばなりません。それが後に残った者の努めであり、犠牲となった多くの尊い命に報いる唯一の道であると確信します。公明党は引き続き被災地、被害者に寄り添いながら、人間の復興、心の復興に焦点をあてた新たな政策提言に全力で取り組んでまいります。

私は、先に通告しました3項目について質問します。はじめに、予防を重視した健康づくりの推進について質問します。

厚生労働省が発表した平成24年簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命は男性が79.94歳で世界5位、女性が86.41歳で世界1位であり、日本は世界有数の長寿国となっています。その一方で、疾病全体に占める悪性新生物や心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合がふえ、これらの疾病が死因や医療費の上昇、早生65歳未満の死亡、要介護状態になる人の増加につながり、深刻な社会問題となっています。平成20年から24年の死亡統計によりますと、本市では悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死因の約6割を占めており、これらを含む生活習慣病の発症予防と早期発見、早期治療、重症化防止のための取り組みをより充実させていく必要があります。

現在、各種健康診査や健康相談、健康教育、訪問指導等の保健事業を実施し、生活習慣病予防、介護予防を視野に入れた健康的な生活習慣の確立を目指していますが、若年期からの取り組みや各年代に応じた健康づくりを計画的、効果的に推進していく必要があります。そこで要旨1点目。

現在、いくつかの自治体でコンビニエンスストアと提携し、住民が近所のコンビニで買い物ついでに健康診断を受け、自分の健康状態を把握できるようにする取り組みが進められています。

企業などに所属している人は職場で健康診断を受ける機会がありますが、個人事業主や専業主婦などは定期的な健康診断を受ける機会が少なくと言われており、近年、特に若い世代の専業主婦の健康診断の受診率の低さなどが指摘されています。本市でも、「コンビニ健診」の推進で生活習慣病予防を促進する考えはないか伺います。

次に、虫歯や歯周病は全ての病に通じると大げさのようですが、昔から歯は万病のもとと言われてます。

地球誕生後の最初の生命を持った生物は、アメーバのように口しかありませんでした。その後、腸ができ、排せつが行われるようになり、生命体の最初の形ができました。生命体として生きていくには口がとても重要になります。

病の原因について、飲食節ならざるゆえに病むとあります。節度のある食生活でないゆえに病気になるという意味ですが、バランスの取れた栄養を取るとは健康な歯で、あるいは義歯などを入れてしっかりかめることが大前提となります。そこで要旨2点目。

歯や口腔内の健康は、単に食べ物のそしゃくという面からだけでなく、食事や会話を楽しむといった生活の質の向上からも重要であります。乳幼児期や学童期は虫歯予防のための食生活、歯磨きの方法など、基本的な習慣を身につけさせ、フッ化物の応用により歯質の強化を図るために重要な時期であります。虫歯予防に効果があるフッ化物洗口を本市の幼稚園、保育園、保育所、小中学校で普及啓発する考えはないか伺います。

次に、窓口でのプライバシー保護の配慮について質問します。

市役所の窓口で業務上、家族構成、収入状況、資産状況、保険料の納付状況、障害や病状など重要な個人情報を詳しくお伺いすることが少なくありません。その際、他の人に職員との会話内容を聞かれたくない、顔見知り近くにいるのであまり話したくないなどの理由で正確な状況を話しにくく、安心して相談できないと市民の方から申し出もありました。そこで、市役所で来庁される市民の方にとって窓口でのプライバシーの保護は重要であり、安心して相談できる環境が必要と考えます。

「スピーチプライバシーガードシステム」は、森や川のせせらぎなどの音を専用の機器から流すことで、窓口での会話のやり取りが周辺、窓口を利用するために待っている人や、通行人などに聞こえないようにするものであります。本市でも、安心して窓口で相談できるようにスピーチプライバシーガードシステムを導入する考えはないか伺います。

次に、地域の消費喚起や生活支援対策について質問します。

公明党の主張で今年度補正予算に盛り込まれました地域消費喚起生活支援型交付金2,500億円を活用したプレミアム割増金付の商品券は、家計の支援と個人消費の喚起を促すものとして期待されています。商店関係者からは、個人消費に刺激を与えることは実証済みと評価され、専門家も工夫次第で当初予想以上の効果を生む可能性を秘めていると政策効果を認めています。発行時期や金額などは自治体によって異なりますが、各地で創意工夫した参画アイデアが出てきています。

例えば、埼玉県は交付金と県独自の補助金を活用して全63市町村で商品券を発行する予定です。こ

のうち、約8割にあたる50の自治体では、販売額に30%のプレミアムをつけ、個人消費の拡大を後押しする計画としています。

質問要旨、国の景気を下支えするための緊急経済対策を盛り込んだ2014年補正では、地方自治体が地域の実情に応じて自由に使用できる交付金が創設されています。地域の商店街などでお得に買い物ができるプレミアム割増金付商品券への期待が高まっています。

本市では3月23日、始良市5周年記念を迎えます。そこで、「始良市5周年記念プレミアム商品券」を発行する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の予防を重視した健康づくりの推進についての2点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の、予防を重視した健康づくりの推進についての1点目のご質問にお答えいたします。

誰もが健康で心豊かに長生きできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが早い時期から健康増進、生活習慣の改善など、一次予防に重点を置いた取り組みを推進し、健康寿命を延ばすことが重要であります。

本市におきましては、健康増進法等に基づき、生活習慣病の早期発見、早期対応を目的に保健センターなどで各種がん検診を、市内医療機関で特定健診、長寿健診を実施しております。

いわゆるコンビニ健診については、兵庫県尼崎市が平成25年度から、佐賀県佐賀市及び石川県野々市市が26年度から株式会社ローソンの協力のもと取り組んでいる事例があります。

最初にコンビニ健診に取り組まれた尼崎市の状況を見ますと、初年度は12回で248人が受診され、若年者や初めての受診者の増加につながったとの報告が出ております。

議員ご提案のコンビニ健診ではありますが、法律に定められていない若年層の健診も含まれており、本市での実施については財政上の問題や健診体制に必要な受付会場、駐車場の確保など多くの課題があり、早急な実施は難しいものと考えております。

従いまして、当面は平成26年度から取り組んでおります健康づくりポイント制度事業「アイラリー」の普及啓発や、健康に関する広報活動等により広く健康づくりを働きかけていきたいと考えております。

次に、2問目のスピーチプライバシーガードシステムの導入についてのご質問にお答えいたします。

市役所の窓口では業務上、家族構成、収入状況、資産状況、税金等の納付状況、障害や病状など個人情報をお聞きすることが少なくありません。その際に、「ほかの人に聞かれたくない。」とか、「近くに顔見知りがいるので話したくない。」などの理由により、正確な状況が話しにくく、安心して相談できない状況は想定されるところであります。窓口対応においては、必要に応じて相談室の利用や、部署によってはカウンターに仕切りを設け、プライバシーに配慮しているところではありますが、スペース等の問題もあり、課題にしているところでもあります。会話の中での個人情報の漏えいについては、当面は相談スペースの確保、待合室の配置等を含めたハード面での改善策を検討していきたいと考えております。

議員ご提案のスピーチプライバシーガードシステムについては、川のせせらぎのような環境音を人の声にかぶせ、あるいは人の声を電子的にデジタル解析し、もとの声にかぶせる方式などがあり、一

定の効果が期待されているようであります。市といたしましては、窓口の実情等を踏まえながら今後研究してまいります。

次に、3問目の地域の消費喚起や生活支援対策についてのご質問にお答えいたします。

国の平成26年度補正予算（第1号）に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金については、地域創生先行型と地域消費喚起・生活支援型の2種類があり、先月10日に内閣府地方創生推進室から当該交付金にかかる実施計画の作成及び提出の依頼があったところであります。

市といたしましては、議員仰せのとおり今年23日に市制5周年を迎えることもあり、「プレミアム商品券」の発行に向け、準備を進めているところであります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の、予防を重視した健康づくりの推進についての2点目のご質問にお答えいたします。

子どもの健康の保持増進を図ることは、心身ともに健康な国民を育成する上で大きな役割を果たすものであり、特に歯は食べ物を取り込み、食べる機能、表情をつくり話す機能、さらに運動を支え体のバランスを取る機能など、日常生活を支える大切な器官であり、歯の健康づくりは子どもの心身の発達に応じて推進しなければならないと認識しております。

虫歯予防については、現在、各教科などの時間に担任や養護教諭が歯に関する授業を実施したり、日常的に歯磨き指導を行っているところであります。

また、学校においては歯科検診結果に基づいて虫歯の治療を徹底するよう保護者をお願いしているところであります。

フッ化物洗口の実施については、文部科学省や県教育委員会において特に推奨しているところではありませんが、県教育委員会としましては、それぞれの学校で実施する場合は厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に基づき、具体的方法や期待される効果、安全性に関する保護者への説明を行い、同意を得て実施するよう指導しているところであります。

フッ化物洗口は歯の質を強くすることや、虫歯予防に効果があることは認識しておりますが、全ての保護者の承諾が必要であることや、教師が一斉に指導する時間を確保すること、薬剤の保管、管理のための設備が必要であることなど、学校での実施についてはさまざまな課題が残されているところで、本市の学校においては現段階では実施する予定はありません。

以上で、答弁を終わります。

○4番（竹下日出志君） はじめに、コンビニ健診の推進で生活習慣病予防推進について再質問いたします。

兵庫県尼崎市では、予防を重視した健康づくりを推進しています。市民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重傷化予防の取り組みとして、平成17年、2005年度からヘルスアップ尼崎戦略事業を実施している尼崎市と、まちの健康ステーションをうたう各種健康支援事業を展開するローソンの目指す方向が同じであることを受けて、全国初の試みとしてコンビニ健診を実施しています。

具体的には、受診希望者が実施スケジュールから希望日時を選択し、インターネットや電話、または実施する各店舗で事前に予約した上で健診を受診します。当日は店舗の駐車場にテントなどを設けるなどして健診を実施します。

平成25年、2013年に実施したコンビニ健診の結果では、16歳から82歳までの248人が受診し、そのうち若い世代16歳から39歳が半数となり、また、受診者の8割が市の健診を初めて受けた人で、そのうちの約7割が血糖の数値が高い人や高血圧など、検査結果で何らかの所見がありました。

受診した人からは、身近なローソンだから健診を受ける気になった、初めて健診を受けたけどこんなにいろいろわかるとは思わなかったなどの声が寄せられています。

尼崎市では平成26年、2014年にも5月から7月、10月から11月にかけて実施し、今後も引き続き取り組んでいく予定であります。

今後の課題としては、民間企業とタイアップしてこうした取り組みを実施する場合、いかに事業の継続性を持たせていくかということがあります。企業側としても単なる集客効果にとどまるのではなく、収益に結びつくようなメリットが求められるため、今後実施していく中でさまざま検討されるものと思われま。

なお、このようなコンビニ健診は尼崎市を皮切りに石川県野々市市、佐賀市などがいくつかの自治体で実施され、生活に身近なコンビニが生活習慣病対策を担う存在として注目されております。

個人事業主や専業主婦など、特に若い世代の専業主婦の健康診断受診率の低さが指摘されております。そこで市長にお伺いいたします。

本市の総合計画では、生活習慣病やがん等の早期発見のために健康診査や各種がん検診を受診しやすい体制を整え、受診率の向上に努めますとあります。そこで、本市でも生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化の予防の取り組みとして、コンビニ健診を実施することはいかがでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるように、日本は平均寿命が世界のトップレベルということでもありますけれども、課題としてはいわゆる健康寿命を延ばす、これは始良市のみならず全国的な課題だというふうに考えております。

現在の始良市におきましては、健康始良21に基づいて各種健診等については健康管理システム等を使いまして、個人通知あるいは広報紙等で受診率のアップに努力をしているところでございますけれども、一番の課題と申し上げますのは、今議員がおっしゃるようにいわゆる若年層の受診率が低いというのがあります。健康増進法では子宮、乳がんは20歳以上ですけれども、それ以外のがん検診は40歳以上ということで、いわゆる若年層の健診が法的に義務づけをされていないといういわゆるエアポケットがありまして、ここの部分は何とかクリアしなくてはいけないのではないかとということで、始良市としても課題というふうには認識はしております。

ただ、答弁でも申し上げましたように財政上の問題とか、コンビニでの医師の手配とか、受付の会場の問題あるいは衛生管理の問題とかいろいろありまして、昨年からは健康づくりポイント制度ということで昨年の9月から実施はしておりますので、まずは始良市としましては健康づくりの意識を、若年層含めて健康づくりの意識を高めることをまず第一ステップとしまして、次の段階で研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（竹下日出志君） コンビニ健診につきましては今後の課題であると思っておりますので、実施ができ

るように要請しておきたいと思います。

次に、フッ化物洗口を本市の幼稚園、保育園、保育所、小学校で普及啓発について再質問いたします。

始良市におけるフッ化物応用推進研修会が本年1月29日始良公民館で行われ、私も参加しました。虫歯予防とフッ化物の演題で鹿児島大学医学部西山先生の講演がありました。なぜ、フッ化物の利用をう蝕、虫歯予防に強く推奨するのか、さまざまな虫歯予防法の根拠として歯磨き、会食制限。フッ化物の利用があり、さまざまな研究からフッ化物による虫歯予防は効果があることが検証されております。

フッ化物の応用の中ではフッ化物洗口が、適切な濃度のフッ化物が入った溶液でうがいをする方法が虫歯予防効果50から80%で最も効果的で、最も費用対効果が高く、最も集団应用到していると言われております。

フッ化物洗口による虫歯予防は個人でできます。しかし、集団で行ったほうが安価で、確実に実施可能で、継続が大切であるとありました。

フッ化物洗口の開始時期は、うがいができる歯が生えだして間もない幼稚園、保育園児4歳から6歳、洗口の回数は週5回の方法で、プクプクうがいの時間は30秒から1分間で、昨年フッ化物洗口を見学させていただいた幼稚園では、先生の演奏する音楽にあわせて楽しく行われておりました。

そこで、健康始良21、始良市健康増進計画では、歯の健康で行政主体の取り組みとしてフッ化物洗口の授業を推進する地域、職域、関係団体では保育所等でフッ化物洗口を推進するとあります。今後の市内で実施されていない保育園、幼稚園への普及啓発の取り組みについてどのように考えておられるか伺います。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 担当の健康増進課長に答弁させます。

○市民生活部健康増進課長（福山恵子君） 健康増進課の福山です。

今議員のほうからご質問がありましたフッ化物の洗口事業の推進につきまして、ただいま健康増進課のほうでは保育園、幼稚園におきますフッ化物洗口事業を推進しているところです。

毎年3園から4園、新しくフッ化物洗口に取り組んでいただく、そういう保育園、幼稚園につきまして、まず、園医の先生と協力しましてフッ化物洗口についてのご理解をいただくこと、それから薬剤の管理等がありますので園の薬剤師さんとの連絡を取ることあるいは保健所のほうの歯科衛生士の方の協力をいただきながら、まずいろんな支援をしまして、始める前に安心して園のスタッフの方、それから保護者の方が始められるような支援をまずしております。

それから、始めるにあたりましては最初練習をするためのいろんな薬品と、それから使用しますポンプ等そういう物品も支援しまして、園のほうが安心して取り組めるような形で進めております。

約3年ほどかけまして全てのところにとっってはいるんですけども、なかなか園のほうのいろんな事情もありまして、すぐすぐは進められないところもありますけども、今後ともいろんな連携を取りながら1園でも2園でも始めていただけるようにしていきたいと思います。

以上です。

○4番（竹下日出志君） フッ化物洗口につきまして、本市の学校においては現段階では実施する予定

はありませんとの答弁でしたので再質問いたします。

始良市におけるフッ化物応用推進研修会で、あすからできるフッ化物洗口と効果について、鹿児島口腔保健協会の松本歯科衛生士から鹿児島県のフッ化物洗口の実施数推移の説明がありました。

県内の平成25年度実施状況では、保育園173園、幼稚園36園、小学校13校、これは薩摩川内市、さつま町です、それから中学校7校、その他1で県内合計230の保育園、学校等で実施されております。

県内での先進地、さつま町では平成元年から幼稚園、保育園でのフッ化物洗口が実施され、平成6年から小学校でのフッ化物洗口が実施が始まり、平成26年は全ての小学校でフッ化物洗口が実施されております。

鹿児島県におけるフッ化物洗口の環境整備では、平成26年12月5日、鹿児島歯と口腔の健康づくり県民条例も制定されました。本市の健康始良21、始良市健康増進計画では歯の健康について、行政の取り組みとしてフッ化物洗口の事業を推進するとあります。また、保育所等でフッ化物洗口を推進するともあります。そこで、小学校フッ化物洗口の授業を推進する考えはないか伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほども答弁いたしましたけれども、いわゆるフッ化物洗口というのは非常に学校で一斉にやると、今議員の例として上げられました薩摩川内市とか、あるいはさつま町、それは学校も全ての児童生徒が受けてるわけじゃないです。保護者の同意のない児童生徒はただうがいがいだけということになるわけです。だから、約1割は受けてないということでもあります。やはり保護者の同意が基本になるということもあります。

もう1つ、まだ実施に踏み切らないというのはDMF指数というのがございまして、これは県が示している指数でありますけれども、いわゆる子どもたちの歯の虫歯になっている本数、それから虫歯でも抜歯した本数、それらを分子にして、それからその被験者、受けた人間を分母にして、それで2.0、これ以内であることを県は示しているわけでございますけれども、始良市の市内の場合、小学校で0.88、中学校で0.73ということで、はるかにやはり指数の以下にとどまっているわけでありまして、今、大きな課題として捉えてこれを、フッ化物洗口にあたろうというところまで、そういった指数的には悪くなっていないと、子どもたちの歯の状態というのは比較的良好にあるというふうに受けとめております。

○4番（竹下日出志君） フッ化物洗口につきましては、新潟県、また佐賀県が先進地でありまして、小中学校でも実施されておりますので、今後また県との協議で推進されることを要請しておきたいと思っております。

次に、窓口でのプライバシー保護の配慮につきまして、スピーチプライバシーガードシステム導入については窓口の実情等を踏まえながら今後研究してまいりますとの答弁でしたので再質問いたします。

窓口利用者の個人情報を保護するため、茨城県水戸市は庁舎の窓口スピーチプライバシーシステムを導入し、注目を集めております。スピーチプライバシーシステムは森や川のせせらぎなどマスク音専用の機器から流すことで、窓口を利用するために待っている人などに家族のことや障害の有無など、他人に知られたくない個人情報が聞こえるのを防ぐものであります。

この機械は縦21.4cm、横10.4cm、幅10.4cmで、これは水戸市ですが、市民課と年金課の窓口で設置されております。取付工事の費用はありません。2台の機器の感覚を2m以内にすることや、設置

場所から第三者までの距離を3m以上あけることなどで会話が聞き取りにくくなる効果があります。市の担当者は、窓口を利用した市民から機器のことを聞かれ、職員が説明すると、安心するとの反響がありましたと述べております。

この取り組みは、市民の方から庁舎の窓口付近で待っているときに他の人が窓口で話している内容が聞こえました、こうして自分の情報も他人に聞こえているのではないかと、不安であるとの相談があり、窓口での個人情報の漏えいを防ぐ対策を市に訴えてスピーチプライバシーシステムが導入されております。

本市の2号館、1階の福祉部の窓口は市民の利用する出入口、廊下、ロビー、窓口と通路が狭く、窓口の相談者は安心して相談できる環境ではありません。市長はこの2号館、この建物の2号館1階福祉部の児童福祉課、長寿福祉課窓口について、プライバシー保護についてどのように考えておられるか伺います。

○総務部長（小川博文君） お答えいたします。

平成27年度より保健福祉部ということで組織体制を見直しまして、効率的でスムーズな窓口対応ができるようにと、そういうふうに関心を持ってまいりたいと考えているところでございます。

議員のご質問にもございましたけども、市民の方から申し出もあつたというようなことでございます。安心して相談できない状況というのは混雑時にはあろうかと思っておりますけれども、職員のほうには十分配慮しながら相談室の利用等図らせているところでございます。

ご質問のスピーチプライバシーシステムについても、まだ私ども十分把握はしていないところでございますけれども、お聞きするところでは小音量で高い効果と心地よさを実現するシステムだというふうに捉えておりますので、今後窓口との実情も踏まえて研究させていただきたいと、そういう答弁をしたところでございます。

○4番（竹下日出志君） 市長にお伺いいたします。市長はこの1階の児童福祉課、長寿福祉課の通路は通られたことはございますか。

○市長（笹山義弘君） 時間がとれるときは努めて庁舎内を回るようにしております。

○4番（竹下日出志君） それでは、始良市5周年記念のプレミアム商品券発行について準備を進めているとのことでありますので、各地の事例を紹介したいと思います。

全国の各自治体では今プレミアム割増付の商品券の発行が具体化しております。地域のにぎわいを生み出すため創設された国の交付金を活用するもので、春を呼ぶ話題になっております。

全市町村が発行を予定している埼玉県では約8割の自治体で30%のプレミアムをつけると言われております。

子育て世代に優先購入権を設ける大阪市や、多子世帯とひとり親家庭を対象としたプレミアム率50%の商品券を発行する神戸市などの事例もあります。

観光振興の観点からは、県外からの旅行者を対象としたプレミアム率100%の宿泊券を発行する島根県など、地域の実情に応じた工夫とアイデアがうなっています。

一方、大阪府の寝屋川市では、市の商業団体連合会に未加入の個人商店でも使えるようにする取り

組みもあります。これは市議会公明党の要望を受けたもので、日々現場を歩き身につけた生活者目線があつての提案だと寝屋川市長が言われております。

京都商店連盟連合会副会長は、個人消費に刺激を与えることは実証済み、地域経済の活性化にもつながると期待をよせております。そこで市長にお伺いいたします。

地元の消費喚起を目的に行われる事業として、販売価格は通常1万円の商品券で1万2,000円のプレミアム率20%の買い物が地元商業団体加盟店などで行われるというものはいかがでしょうか。加えて、子育て世帯や障害のある子どもを抱える家庭に配慮した支援枠も設ける、具体的には中学3年生以下の子どもを持つ世帯の場合、同商品券を1冊9,000円、プレミアム率約33%で購入することができる、さらに子どもが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯の場合は8,000円、プレミアム率50%で購入できる割引制度を導入するという大阪府堺市などを参考に、始良市5周年記念プレミアム商品券を発行することは、市長、いかがでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。

（午後2時45分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時47分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

答弁をお願いします。総務部次長。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

今回の答弁の中でもございました国の、平成26年度補正予算の1号のほうに盛り込まれました地域活性化、地域住民生活等の緊急支援交付金、それを受けまして、先月10日に国のほうから実施計画等の作成ということで依頼がきております。

そして、3月6日までに実際、県のほうには2月の中旬に、また3月6日までに国のほうにこの関係計画書等を出しまして、調整を今、行っているところでございます。

ということを含めまして、3月25日の最終本会議でこの関係の地方創生関係の補正予算書を提案、上程する予定にしておりますので、その中でご審議のほうをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○4番（竹下日出志君） 始良市では、合併5周年記念のプレミアム商品券を発行するちゅうことで現在準備が進められておりますので、この商品券が1人でも多くの方、また本当に始良市の経済効果につながるように要請しまして、質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**いたします。

なお、次の会議は3月12日午後1時30分から開きます。

(午後2時49分散会)